

# 平成28年第1回上里町議会定例会会議録第1号

---

平成28年3月4日（金曜日）

---

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の施政方針及び行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出承認第 1 号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 (町長提出承認第 2 号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 (町長提出議案第 1 号) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第 2 号) 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第 3 号) 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第 4 号) 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 (町長提出議案第 5 号) 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 (町長提出議案第 6 号) 上里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 (町長提出議案第 7 号) 上里町福祉町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 (町長提出議案第 8 号) 上里町行政不服審査会条例について
- 日程第 17 (町長提出議案第 9 号) 上里町いきいき福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例について
- 日程第 18 (町長提出議案第 10 号) 上里町道路線の廃止について

- 日程第 19 (町長提出議案第 11 号) 上里町道路線の認定について
- 日程第 20 (町長提出議案第 12 号) 財産の取得について
- 日程第 21 (町長提出議案第 13 号) 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について
- 日程第 22 (町長提出議案第 14 号) 平成 27 年度上里町一般会計補正予算(第 7 号)について
- 日程第 23 (町長提出議案第 15 号) 平成 27 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 24 (町長提出議案第 16 号) 平成 27 年度上里町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について
- 日程第 25 (町長提出議案第 17 号) 平成 27 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 26 (町長提出議案第 18 号) 平成 27 年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 27 (町長提出議案第 19 号) 平成 27 年度上里町水道事業会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 28 (町長提出議案第 20 号) 平成 27 年度上里町下水道事業会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 29 (町長提出議案第 21 号) 平成 28 年度上里町一般会計予算について
- 日程第 30 (町長提出議案第 22 号) 平成 28 年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 31 (町長提出議案第 23 号) 平成 28 年度上里町介護保険特別会計予算について
- 日程第 32 (町長提出議案第 24 号) 平成 28 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 33 (町長提出議案第 25 号) 平成 28 年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 34 (町長提出議案第 26 号) 平成 28 年度上里町水道事業会計予算について
- 日程第 35 (町長提出議案第 27 号) 平成 28 年度上里町下水道事業会計予算について
- 日程第 36 (議員提出議案第 4 号) 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 37 請願・陳情について

日程第 38 (町長提出議案第 28 号) 平成 27 年度上里町一般会計補正予算 (第 8 号) について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 提出議案の報告について  
日程第 4 町長の施政方針及び行政報告について  
日程第 5 諸報告について  
日程第 6 一般質問について
- 

### 出席議員 (14 人)

1 番 飯塚賢治君	2 番 戸矢隆光君
3 番 仲井静子君	4 番 猪岡壽君
5 番 齊藤崇君	6 番 岩田智教君
7 番 植井敏夫君	8 番 高橋正行君
9 番 納谷克俊君	10 番 新井實君
11 番 沓澤幸子君	12 番 高橋仁君
13 番 伊藤裕君	14 番 植原育雄君

欠席議員 なし

---

### 説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 岸智敏君
総合政策課長 片岡浩一君	税務課長 須長正実君
町民福祉課長 板垣延雄君	子育て共生課長 山田隆君
健康保険課長 山下容二君	高齢者いきいき課長 小暮秀夫君
まち整備環境課長 強矢賢君	産業振興課長 南雲定夫君
上下水道課長 宮下忠仁君	学校教育課長 谷木章二君
学校指導室長 福島彰君	生涯学習課長 金井孝君
郷土資料館長 金井孝君	会計管理者 安藤達夫君

---

事務局職員出席者

事務局 長 飯 塚 好 一                      係                      長 戸 矢 信 男

## ◎開会・開議

午前9時11分開会・開議

○議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤 裕君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、12番高橋仁議員、14番植原育雄議員、1番飯塚賢治議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤 裕君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、高橋仁議員。

〔議会運営委員長 高橋 仁君発言〕

○議会運営委員長（高橋 仁君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の高橋仁であります。

前期12月定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、2月18日及び本日、議会運営委員会を開催し、慎重審議をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに一般質問であります。今期定例会における一般質問は10名の議員から通告書が提出されております。質問の通告時間は5時間25分であり、答弁時間を含めると、8時間8分程度になると見込まれます。

なお、一般質問は本日と7日月曜日の2日間となり、本日5名、7日5名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案については、専決処分が2件、条例の一部改正が7件、条例の制定が2件、道路線の廃止・認定が2件、財産の取得が1件、市町村総合事務組合の規約変更が1件、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算については、一般会計、特別会計、事業会計、それぞれ7件が予定されており、これらを合計いたしますと29件の提出議案であります。

また、議員提出議案として、議会委員会条例の一部改正を提出しております。なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

次に、今期定例会に提出された陳情は1件であり、所管の常任委員会に付託いたしました。

これらを考慮し、今期定例会の会期はお手元に配付した会期日程表のとおり、本日3月4日から18日までの15日間といたしたいところでございます。

以上、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。慎重審議をお願い申上げて、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（伊藤 裕君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長及び議員より議案の送付及び提出がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。

〔事務局朗読〕

---

◇

### ◎日程第4 町長の施政方針及び行政報告について

○議長（伊藤 裕君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） どうも皆さん、おはようございます。

今年は立春も過ぎましたが、まだまだ寒さ厳しい日々が続いておりますが、日差しはすっかり春の気配が感じられる今日このごろでございます。

議員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

本日ここに、平成28年第1回上里町議会定例会に当たり、御提案申し上げます議案と平成28年度の町政運営における施政方針を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様にご理解を賜りたいと存じます。

それでは、本定例会に提出する議案については、専決処分の承認が2件、条例関係では、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す

る条例についてを初めとした一部改正が7件、上里町行政不服審査会条例を初めとした新規制定が2件、道路の廃止及び認定が2件、財産の取得が1件、規約の変更等に関するものが1件であります。

予算関係では、補正予算が6件、当初予算が7件の合計29件の議案を提出いたすもので、慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、追加議案といたしましては、平成27年度一般会計補正予算を予定しております。

続きまして、平成28年度の施政方針を申し上げたいと思います。

我が国の社会経済情勢でございますが、今年の1月に平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議決定しております。

平成28年度においても、これまでのアベノミクスの成果の上に、デフレ脱却・経済再生と財政健全化を双方ともにさらに前進させるとしております。これまでの三本の矢を束ねて、一層強化し、新たに希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障を新三本の矢として、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの取り組みと相まって、強い経済とともに成長と分配の好循環を強固なものとしてまいります。

さらに、一億総活躍社会の実現に向け、最優先で推進する必要がある緊急対策に取り組むことにより、民間の取り組みとも相まって、投資促進、生産性革命の実現や賃金・最低賃金の引き上げを通じた消費の喚起等を推進し、デフレ脱却の歩みを確実なものとし、足元の景気を底上げすることとしておるところでございます。

国・地方がさまざまな取り組みにより、地方創生を旗印に、アベノミクス効果を地方の隅々に行き渡らせ、ローカルアベノミクスとして地方活性化につながり、地方財政にとっても財政の健全化が図れることを期待しておるところでございます。

平成28年度の国の予算は、経済再生と財政再建の両立と財政健全化の実現を目指す予算として、国債費を含め、一般会計歳出の総額は96兆7,218億円となり、前年度対比0.4%の増となっております。一億総活躍社会の実現、地方創生の本格展開、持続可能な社会保障制度の確立、事前防災・減災対策の充実、国土強靱化の推進、教育の質の向上に向けた取り組みなどが重点施策となっております。

歳入は、税収が大きく伸びており、公債依存度は35.6%程度となっております。歳出は社会保障関係費が伸びた反面、地方交付税交付金等が減額となっております。

埼玉県の平成28年度予算も、国と同様に伸びを示し、前年度対比2.8%増の1兆8,805億円余りとなっております。埼玉県においても、人口減少に転じることが見込まれ、75歳以上の高齢者は全国一のスピードで増加し、生産年齢人口も大幅に減少することが見込まれております。2015年問題を克服する足がかりとして、安心・成長・自立自尊の埼玉を実現するための予算が

編成されたところでございます。

それでは、平成28年度の町政運営方針につきまして申し上げます。

上里町の財政状況は、歳入の町税においては、法人税率の見直し、土地価格の下落などにより減収が見込まれております。また、社会保障経費の増加や小・中学校改修工事による借入金の償還が始まることによる公債費の増加など財政状況は厳しさを増す状況であります。

このような状況下で施策の優先順位をつけ、限られた財源を重要施策に集中投資することがますます重要になるわけでございます。

平成28年度においても、第4次上里町総合振興計画で掲げる町の将来像である、「人と自然が響き合うハーモニーガーデン上里」の実現に向け、積極的に行政運営を行ってまいります。

特に地方創生については、上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、具体的な施策がまとまりましたので、総合振興計画とともに総合的に全庁一丸となって取り組んでまいります。

続きまして、平成28年度の主要施策でございますが、まず、地方創生関連でございます。地方創生関連は、4つの目標を掲げました。1つ目として、「町の資源を生かして、仕事をつくり、産業を盛んにする」目標としまして、上里サービスエリア周辺地区、児玉工業団地周辺地区の民間企業の誘致と雇用の創出に取り組みます。また、農業の担い手確保と新規就農者支援、農業の6次産業化によるかみさとブランドの確立を推進します。

2つ目といたしまして、「かみさとの魅力を生み出し、発信し、人を呼び込む」目標としまして、広報紙、ホームページ、アイ広報紙、テレ玉データ放送サービスを初めとしたさまざまなツールを利用し、積極的なタウンプロモーションを実施いたすところでございます。また、貴重な観光資源であります上里ゴルフ場の活性化、若者を中心とした定住促進を推進してまいります。

3つ目といたしましては、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」目標といたしまして、出会いと結婚、妊娠と出産の支援、新たな民間保育所の建設費補助、子育てサークルへの助成、おむつ購入費助成など、子育てしやすい環境の整備を行います。

また、小・中学校に対しましては、未来を担う子どもたちへの教育支援として、確かな学力と体力の育成と教育環境づくりを整備し、きめ細やかな学習支援を行ってまいります。

4つ目といたしまして、「時代の変化に対応し、安心して暮らせる地域をつくる」目標としましては、子どもから高齢者まで、健康で安心安全で暮らしやすい町づくりを目指してまいります。地域単位の防災訓練、コミュニティーバスこむぎっちょ号の運行、こむぎっちょっくら体操の普及、ロコモスキャンを活用した筋力測定、各種検診の補助など、住民が主役で生涯を通じた健康づくりの支援を行ってまいりたいと思っております。

このほかに、総合振興計画においても、各目標ごとに主要施策を計画しておりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体として、メリハリをつけて各施策を取り組んでまいります。

続きまして、平成28年度当初予算の概要について申し上げます。

当初予算の編成に当たりましては、町税の減収を見込むとともに、国の地方財政対策や平成27年度決算見込み額をもとに、地方交付税の増額や、制度改正から県支出金の減額など、さまざまな要因による歳入を見極めながら、学校や道路、社会保障など、住民ニーズに対応した必要な歳出とし、平成28年度一般会計予算は、前年度対比7.5%増の88億3,450万円、特別会計4会計予算は、前年度比0.3%増の57億3,060万4,000円、企業会計2会計は、歳出ベースで前年度対比2.6%増の14億6,201万7,000円といたしました。

特にこの予算の執行によって、地方創生の趣旨である人口減少対策としての施策を初め、農業の新たな担い手の確保、6次産業化、観光農業などを総括的に推進する農業振興プロジェクト策定、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる各種事業、上里中学校体育館建設と外構の整備、第5次総合振興計画、第5次行政改革大綱、第5次障害者計画など、これからの町の指針となる計画も策定をされます。

平成28年度当初予算における主な増減理由について、歳入面では地方交付税、上里中学校、民間保育所整備による国庫支出金などが増額になる一方、制度改正により分担金及び負担金、県支出金などが減額となっております。

歳入の要となる町税は、法人税率の見直し、土地価格の下落の影響により、全体として減額を見込んでおり、引き続き厳しい状況にある中でも、基金の有効活用などにより、地方債発行額の抑制に努めてまいります。

歳出面では、先ほどから申し上げておりますが、地方創生、総合振興計画のそれぞれの主要施策に重点を置き、新規や継続事業を実施してまいります。上里中学校体育館建設、コミュニティーバスこむぎっち号の運行、障害者福祉事業、生活道路の整備、公共施設の修繕工事の実施などがございます。

まだまだ厳しい社会情勢の中ではありますが、町民の視点に立ち、町民生活の安全や福祉の向上を最優先した施策を実施するとともに、「人と自然が響き合うハーモニーガーデン上里」の実現、そして、「住んでよかった町かみさと、住んでみたい町かみさと」と思われる町づくりを、町民の皆さんと一緒に進めてまいりたいと思います。

以上が、予算を含めた施政方針とさせていただきます。

最後になりましたが、12月定例議会以降の行政報告を申し上げます。

主なものとして、昨年実施いたしました平成27年度国勢調査でございますが、埼玉県から速

報が発表されました。上里町の人口は3万484人、世帯数が1万1,186世帯となりました。5年前と比較し、人口は514人減り、世帯数は逆に299世帯増加をしているところでございます。

上里町では、平成27年度から農地中間管理事業に取り組んでおります。農地中間管理事業は、農地の担い手への集約・集積化を進めるために新たに始まった事業でございます。今年度は、帯刀・五明地区の約15ヘクタールをモデル地区として取り組みましたが、3月から担い手に貸し付けが開始されることとなります。この事業は、担い手にとって農地の貸し借りを土地所有者と調整をする手間がなくなるというメリットがございます。

今回、モデル地区として実施したわけでございますが、実施した地区の担い手からは、区域拡大の要望もあり、来年度以降、区域の拡大や他の地域で進めてまいりたいと、このように考えております。

現在、上里東小学校地域で、定員110人規模の民間保育所1園が新設に向けて協議を行っております。また、40人規模の放課後児童クラブも併設を予定しております。この施設が完成すると、保育所・児童クラブともに待機児童が大きく縮小することと思われまます。

また、他の園に関しましても現在協議中でございますが、既存民間保育所の拡張計画などともあわせて、調整を図ってまいりたいと思ひます。

消費税率の引き上げに伴う支援策の一環であります臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の給付状況でございますが、臨時福祉給付金につきましては、3月1日現在で4,012人に対し2,407万2,000円を給付いたしたところでございます。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、12月で支払いを完了し、4,264人の児童に対して1,279万2,000円を支払ったところでございます。

多子世帯保育料軽減事業補助金につきましては、対象者は121名で、2,857万6,800円を見込んでおるところでございます。前期分は10月に支払い、後期分を4月に振り込む予定でございます。

上里中学校屋内運動場改築・解体事業でございますが、3月末までには屋根部分が完成し、4月からは内装・電気・機械設備工事等に着手し、7月末には完成を見込んでおるところでございます。

その後、既存の屋内運動場を解体し、一連の校舎改築事業が終わり、外構工事を残すのみとなります。

1月10日に、第62回成人式がワープ上里にて行われ、381の方が新成人として大人の仲間入りをし、新たに門出をお祝いいたしたところでございます。

3月27日には、第24回上里町乾武マラソン大会が、例年どおり神保原小学校をスタートして、町の北部地域をめぐるコースで行われます。今回は、1,863名のランナーの参加申し込みがあ

りました。寒さに負けず、力走するランナーを、多くの皆さんと応援をしたいと思っておるところでございます。

4月3日には、堤調整地において、第4回かみさと桜まつりが予定されております。開花予報が若干早まっておりますが、満開の桜のもと実施したいと、開催に向けて現在準備を進めておるところでございます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきますが、議員各位におかれましては、町政発展のため、引き続き御指導・御協力をお願い申し上げまして、私の施政方針及び行政報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（伊藤 裕君） 以上で町長の施政方針及び行政報告を終わります。

---

◇

### ◎日程第5 諸報告について

○議長（伊藤 裕君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において受理した陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、郵送で提出されました、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情については、参考にその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出があり、お手元に配付をしておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時41分休憩

---

午前9時43分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

### ◎日程第6 一般質問について

○議長（伊藤 裕君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い発言を許可いたします。

5 番齊藤崇議員。

〔5 番 齊藤 崇君発言〕

○5 番（齊藤 崇君） 皆さん、おはようございます。議席番号5 番齊藤崇でございます。

議長の許可を得ましたので、さきに提出した質問通告書に基づき、質問させていただきます。

今回の質問は、町の人口減少と超高齢化社会についてでございます。

まず初めに、人口減少の抑制に対する施策について。

本町の総人口は、1985年から2010年の人口推移は増加傾向にありました。しかし、2008年前後をピークに、緩やかに減少しています。今後はさらに人口減少が進むと推計され、地方では本格的に人口減少に突入している自治体も少なくありません。

そこで、人口減少の要因として大きく1つ、若者が雇用を求めて東京圏へ流出。2つ目として、晩婚化、非婚化、少子化が考えられると思います。

まずこの、若者が雇用を求めて東京圏へ流出ということを抑止するには、地元企業誘致を積極的に推進し、雇用を拡大させ、安定した収入を得るための施策、結婚・出産・子育ての支援が肝要と思います。

具体的には、企業が本町に進出してきた場合、例えば、何年間かは法人税を軽減するなど、実際は現在も取り組んでいると思いますが、また、先月の新聞報道によりますと、熊谷市では、市外から住宅を購入して転入した市民に対し、新幹線定期購入代金を月額2万円を上限に3年間補助し、若者世帯の定住を促すとありました。これは条件として40歳未満を対象とした支援策としての事業でございます。私は、これは斬新な施策だなというふうに感じたわけです。

このようなことから、本町ではどのような施策を打ち出して、企業を呼び込もうとしているのか。また、若者定住促進策について具体的に伺います。

次に、2つ目の晩婚化・非婚化・少子化についてですが、先般、全員協議会でも配付された資料にもあるように、平成22年の未婚率が男女とも平成21年の割合の約1.8倍になっています。また、非婚化については、なかなか安定した職につけず、将来展望が開けず、結婚を断念せざるを得ない人も少なくありません。少子化についても、前に述べた晩婚化・非婚化と多いに関連があるのではないかというふうに思います。

さきの全員協議会資料、町づくりアンケート調査によれば、結婚について、独身者は男女ともに約2割、結婚していない理由として、したいと思えるが相手がない、これは男女とも3割、経済的な余裕がない、男性が4割弱、女性は1割強、出産・育児では、現実的に将来持とうと考えている子どもの数、2人が約43%、3人が約20%で、合わせると63%の人が複数人を希望しています。しかし、子育てや教育にお金がかかり過ぎるが、半数以上の方が回答しています。

日本の社会保障給付費、これは社会保障制度を通じて国民に支給される金額の総額ですが、これを見ると、高齢者向けが約76兆円、児童手当や保育所等の子どもや家族に対する給付額はおよそ、なんと5.5兆円です。76対5.5、子育てに対する社会的支援が小さいことを示しています。

そこで、これらの希望をかなえるために、行政が取り組むこととして、若い世代の経済的安定、経済的負担の軽減、職場環境の整備などが挙げられるのではないかと思います。

国は、昨年11月に2025年までに合計特殊出生率を1.8人を基本目標といたしました。平成26年のデータによれば、本町ではこれまでで最も低い1.05で、全国、埼玉県の平均と比較しても大きく下回っています。ちなみに、全国が1.42、埼玉県が1.29という数字です。

このように、本町では特に合計特殊出生率の落ち込みが大きく、この値が改善されないまま推移しますと、人口減少は大きく加速していくことになり、プラス成長を続けることは困難になり、国民生活低下が懸念、さらに医療・介護費の増加により、財政破綻等のリスクが生じることになるのではないのでしょうか。少なくとも県平均値まで持っていく努力は必要不可欠と感じます。

では、この数字、1.05をアップするにはどのような施策が必要と思われるか、町長の考えを伺います。

次に、超高齢化が猛スピードで進んでいる町の対策について。

内閣府の資料によれば、日本の高齢化率は平成26年が26.8%、埼玉県が24%、本町においては22.2%で、全国、埼玉県平均よりも低いものの、2015年の統計では、65歳以上の高齢者は1万141人で、10年後の2025年には1万2,895人で、2,754人増加、率にして約27%の増加になります。

そこで、まず考えられるのは、老後危機、雇用の激変、介護危機です。今年度、年金が実質減額、医療・介護の負担が増加、年少人口、生産年齢人口は減少し、雇用や働き方も変わる。介護危機では、団塊の世代が75歳以上になる10年後に危惧されるのは、膨らむ介護費、介護人材の不足、介護保険の自己負担割合の増加、2015年8月から自己負担が一部引き上げられました。そして、この2025年問題は、先ほども述べたように、団塊の世代が一斉に75歳を迎え、後期高齢者となり、介護される側の人間の爆発的増加が予想され、介護や福祉分野の需要はますます増え続け、単身化や孤独の問題が急増すると同時に、団塊の世代の高齢化と多死時代が到来すると言われてしています。

これに伴うリスクは、さきに述べたように、プラス成長を続けることが困難になる、国民生活が低下、医療・介護の介護費の増加で財政破綻が考えられるのではないのでしょうか。世論調査でも多くの国民が人口減少は望ましくないという意見を持っており、タイムリーな施策を早

急に実施しなければいけないと思いますが、本町では具体的にどのような施策を考えているのか、お伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤 裕君） 5番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 齊藤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1番の、町の人口減少と超高齢化社会の質問にお答えを申し上げます。

まず、①の人口減少の抑制に対する具体的な施策についてでございます。

町では、今後の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって地域の活力を維持し、安心安全で暮らしやすい町づくりを進めるため、平成27年度から5年間を計画期間とする、上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、公表する見込みでございます。

この総合戦略の前提となる基礎資料として策定する、上里町人口ビジョンでは、人口の現在分析と将来展望を示しております。町の人口動態としては、いわゆる社会増減については、近隣におおむね転入者が転出者を上回る状況でございますが、20歳代を中心に転出超過となっております年齢層もでございます。

一方、いわゆる自然増減につきましては、平成21年度以降は死亡数が出生数を上回る状況が続いており、このことが人口減少の大きな要因となっております。

町といたしましては、人口減少幅を緩やかなものとするためには、若者の転出超過を解消することと、合計特殊出生率を向上させることが喫緊の課題であるとの認識に立ち、総合戦略により幅広い施策を打ち出したところであります。

上里町から転出する人を減らし、町外から転入する人を増やすためには、雇用の確保が必須であることから、立地条件のよさをアピールし、企業誘致を推進してまいりました。

特に、上里サービスエリア周辺地区においては、スマートインターチェンジの利便性を見越して、既に2つの企業が進出し、操業を開始しているところでございます。

今後は、下り線側の分譲地への早期誘致に努めるとともに、企業の撤退により空き地がある児玉工業団地周辺への企業誘致につきましても、県と連携をして取り組む中で雇用の創出を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

また、若者の転出超過が顕著である状況は、上里町のみならず、埼玉県北部地域の共通の課題であると言われております。

このような認識を北部地域の各市町が共有し、今年度中に、仮称でございますけれども、埼玉県北部地域地方創生推進協議会を立ち上げ、特に都内や県南部に居住する若者をターゲット

とした定住促進に取り組んでいく運びとなったところでございます。

若者のU I Jターンを実現するために、北部地域への移住を検討していただけるよう、地域の魅力を発信するふるさとメールマガジンの発行や、北部地域応援団への登録の促進を図るとともに、就職支援事業として、地域の中小企業と連携した合同企業説明会やセミナーの実施などに取り組む予定でございます。

また、町独自の施策といたしましては、子育て世帯の移住者を増やすため、親との近居を望む子育て世帯をターゲットとして、定住促進奨励金の交付を検討することとしております。

定住促進奨励金は、既に埼玉県内においても制度化している自治体がございますので、他の自治体の実績も見極めながら、より実効性のある制度設計について、庁内で議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、少子化対策に対するお尋ねのことでございますが、総合戦略における子育て施策については、こむぎっち子育てサポート事業として、子育てする親に対し、幾つもの方面からトータル的に支援を行ってまいります。

具体的には、働くパパママサポート、子だくさん家族サポート、子育て家計サポートなど、合計10項目を掲げておるところでございます。

その中で、平成28年度当初予算に計上した新規事業の、乳幼児に対するおむつ等購入助成補助金や、継続事業の多子世帯の保育料軽減事業などは、子育て世帯の家計を支援していくもので直接的に負担軽減を感じていただけるものと考えておるところでございます。

また、働くパパママサポートとして、現在、保育園は年度途中で待機児童が生じておりますが、この問題を根本的に解消する新規民間保育所の建設を支援してまいりたいと思います。

ただいま民間事業者と調整を行っているところでございますが、平成28年度中に110人規模の新たな民間保育園1園が建設され、順調にいけば、平成29年4月にオープンする予定となっております。

懸案となっておりました保育の受け皿が確保され、子育て世帯が仕事をしながら、安心して子どもを預けることができるようになると考えております。

このほかにも、子育ての環境を整えるさまざまな施策を実施し、若い世帯が希望を持って子育てできる、魅力あるサポートを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、高齢化が猛スピードで進んでいる町の対策についてでございます。

上里町の高齢化率は、平成27年12月末現在で23.4%であり、行政区別では43.5%が最も高く、最も低い高齢化率では11.7%となっているため、行政区ごとの高齢化率の差が大きく開いているのが現状でございます。

平成27年度から3カ年で策定された第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、平成37

年の町の高齢化率を30.0%と推計しておりますが、厚生労働省白書によると、今後の日本の総人口は急速に減少していくものと予測されておるところでございます。

このような人口減少は、親世代の減少と合計特殊出生率の持続的な低下との相乗効果により、出生率が減少する一方、人口の高齢化によって高齢者の死亡数が増えるために生じてくる現象であると言われております。

少子高齢化は、多産多死から少産少死への転換によるものとされ、高齢化社会の次に訪れるであろう社会の形態は、多死社会と想定されておるところでございます。

高齢化の進展は、年金・医療・介護などの社会保障支出の増大を招き、財政支出の拡大が予測され、社会保障の安定財源の確保と財政の健全化を同時に達成するための取り組みが必要となっておるところでございます。

町では、今年度、上里町健康づくり推進総合計画を策定し、子どもから高齢者まで、全ての町民がともに支え合い、希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じた健やかで心豊かに生活できる社会を目標とする健康づくり活動に取り組んでまいります。

また、団塊の世代が75歳を迎える2025年を目標に、高齢者が社会的関わり合いの中で、自分の居場所や役割を見出して生きていけるよう、地域のつながりを重点的に構築してまいりたいと思います。

なお、上里町では自分の健康は自分で守る、自分力を高める取り組みとして、平成27年9月から、埼玉県モデル事業の介護予防筋力アップ体操を行っており、4つの行政区で週1回の体操に取り組んでいるところでございます。

この体操は、こむぎっちちよっくら健康体操と名付け、高知県でいきいき100歳体操として実施されているもので、効果検証もされていることから、今後も重点的に取り組みを行う必要があると感じております。

また、現在、この健康体操を行っている4つの行政区と平成28年度立ち上げ予定の行政区との合同で、この取り組みを町民の方に御理解を賜りたく、こむぎっちちよっくら健康体操大交流会の開催も考えておるところでございます。

さらに、介護費用の抑制を図るために、早い段階より介護予防に取り組めるよう、介護予防サポーターを養成し、介護の担い手不足の解消や、いつまでも住みなれた地域で生活できるよう、生活支援サポーターの養成を行ってまいります。

今後は、全国的に懸念されている人口減少を少しでも緩やかに遅らせるよう、幸せな老後と持続可能な社会のために、健康寿命を延ばすことが必須となっております。

健康な状態で過ごせる期間の指標である健康寿命を延ばし、生活の質の向上だけでなく、医療や介護の費用の削減につなげることで、町民がいつまでも住み続けたいと思える町づくり、

健康づくりの取り組みを積極的に進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 再質問をさせていただきます。

町長の答弁の中でもありましたけれども、私は、人口減少の抑制に対する施策の中で、本町の、上里町のオリジナルな取り組み、例えば先ほど申しましたように、熊谷市の例を挙げたと思うんですけども、こういった個々の自治体が最近新聞等で報道されております。例えば、出産費を、今のところ42万円にプラス8万円して、50万円にする自治体が出るとか、先ほども言ったように熊谷市はこういう取り組みをしているとかあるんですが、この県北、本庄、児玉郡3町ですね、合わせた県北というふうな考え方の答弁をいただいたと思うんですが、上里町オリジナルな取り組みというのを具体的に、先ほども私、これ認識しているんですけども、税金の、法人税の軽減とかということは認識しております。さらにその上を行った取り組みというか、これからどういうふうに取り組んでいこうかなというふうなことを具体的に伺えたならと思いますので、お願いします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 県北地域で今組織を作って、それらの問題についても検討をしておるところでございますけれども、熊谷市の例も出していただいたわけでございます。上里町には出産費用の42万円から50万円というところもあるようでございます。法人税の軽減等もあるわけでございます。特に、上里町では今年から、おむつの購入費の助成をやっておるところでございます。詳細につきましては、これから要綱を定めますが、1歳に達するまでの乳幼児を持つ母親に対し、おむつ、おしりふきの購入費を、上限を1万円を限度とする補助なども考えておるところでございます。

いろいろ相談をしながら、今後もそういう補助体制を整えてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 次に、さっきの質問の中で数字を示したと思うんですが、高齢者向けが76兆円、それで児童手当や保育所等の子どもや家族に対する給付金が約5.5兆円という数字をお示したと思うんですけども。これは先ほど言ったように、社会保障制度を通じて国民に支給される金額の総額、日本の社会保障給付費なんですけど、この辺をかなり、私、これ国の

データなんですけれども、かなりの差があるというふうに感じているわけです。前年度実績でいいんですけれども、本町ではどれぐらいの比率でこれが配分されているか、約で結構ですのでお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほど、齊藤議員のお話によりますと、国は高齢者福祉事業に76兆円、そして少子、子育て支援に5.5兆円と、そういうお話をいただいておりますけれども、平成26年決算におきましては、上里町におかれましては、児童福祉費として約16億円、老人福祉費として約21億円の支出となっておりますのでございますから、国との差は目前たるものでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤 裕君） 5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 次に、合計特殊出生率について再質問させていただきます。

これ、先ほども言いましたように、本町では1.05と、県北1市3町の中でも一番数字が低いわけですが、これについて、先ほども言ったように、最低でも県の平均、1.29に引き上げるべきだというふうに私は考えているわけですが、国ではもうちょっと先ですか、10年後ですか、1.8を目標にしているわけなんですけれども、少なくともその辺の数字まで持っていく。先ほども町長答弁してくれましたけれども、これには今いろいろな補助、おむつの補助とかありますけれども、これだけではなくて、要するに、子育て・教育に経費がかかるというアンケート調査のデータがあります。これについて、やはりもっと突っ込んだ、深入りした施策、じゃ、何年後ぐらいにはこの数字に持っていけるかなという試算を示していただければと思うんですが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 非常に26年度は1.05ということで、埼玉県一出生率が少ないわけでございます。今、上里町が目標としておるのは、31年までに、あと3年後ですか、4年後ですか、それまでに1.25まで引き上げたい、そういった計画をしておるわけでございます。そして、10年後には県や国で示している1.85までに引き上げていきたいと、そのように今計画をしておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 5番、齊藤崇議員。

ちょっと待って、町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 平成42年が1.8、県が示しております1.8には平成42年だそうでございます。

○議長（伊藤 裕君） 5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 次に、高齢化の問題なんですけれども、我々が10年もないんですけれども、後期高齢者に突入するという現象がもう眼先に見えているわけです。そして、この介護費が、先ほども言ったように年々うなぎ登りで増えているわけですけれども、中には健康で、90歳を超えても介護保険のお世話になっていない御老体というか、老人が少ないわけです、本町においても。私の身近でもこういった元気な高齢者、先ほども町長の答弁の中にあつたように、こむぎっちちよっくら体操、筋力アップ、私もこれビデオで見させてもらって、すごいなというふうに感銘したわけですけれども、これを先ほど町内の各地区で普及を始めているということで、こういった取り組みを、何というんですか、この間も町の広報3月号が配布されていますが、こういう中で、もう頻繁にアピールして取り組むような姿勢を行政のほうでとってもらいたいと思うんですけれども。やっぱり介護費を使わない人もこれだけいるということは、やはりそれなりのみんな努力をしていると思うんです。やっぱり人間だんだんものぐさくなって、なかなか運動をしなくなる傾向にあるんじゃないかなというふうに思うわけですが、それを、尻を叩くというんじゃないんですけれども、この辺、そのサークルとかいろいろな団体があると思うんですけれども、そういうところに積極的に働きかけて普及させるような方向を、広報だってそうですよね、1回置き、1カ月置きぐらいにアピールする、何か記事を掲載するような、またそういった事例を掲載するとか、そういった取り組みをしてほしいと思うんですが、今後そういうことに対しての考えを伺いたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今、齊藤議員がおっしゃられましたように、上里町の今、医療・介護、莫大な費用がかかっております。ちょっとこの間も商工会のお話の中でも、私は申し上げてきたんですが、68億円ぐらいの、医療と介護にお金が総額かかっておるわけでございます。それを少しでも減らすには、やはり健康で長生きをしていただく、そして健康寿命を延ばしていくことがまず優先されるのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

先ほど来お話に出ておる、こむぎっちちよっくら体操、今、4地区でやられておるわけでございますけれども、今年度は既にもう4地区やる予定になっておるわけでございます。区長会でも、一昨日行われたわけでございますけれども、区長会のほうでも是非これを拡大して、上里中に拡大をして、そして元気なお年寄りを作っていこうと、そういうお話をさせていただ

たところでございまして、来年は4地区ということで8地区、そのほかに筋力アップ体操、それはちょっと体操とはまたちょっと違った部分であるわけでございますけれども、それもやっているところが何地区かあるわけでございますから、そういう地区とあわせまして、これは全字にそういうものができればいいなど、そういうふうに思っております、区長会とも今相談をさせていただいたり、広報に出して、広報でも募集を呼び掛けたり、そういう形の中で、全町を挙げてその健康体力づくりに努力していきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（伊藤 裕君） 暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

---

午前10時35分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 皆さん、こんにちは。議席番号3番仲井静子です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

コミュニティーバス運行の利用者へのサービス向上について。

- 1、バス停留所にベンチ設置を。
- 2、中央ルート of 安全確保について。
- 3、コミュニティーバス運行の利用者へのサービス向上について3点お伺いいたします。

平成26年12月に、まち・ひと・しごと創生総合戦略が制定され、全国の都道府県、市町村は、それぞれの地域の特性を生かした魅力ある町づくりの施策を制定する責務と、5年間の地方版総合戦略を定めることが努力義務となり、国は国家戦略として、総額1兆3,991億円の交付金を設定し、国が地方創生への後押しを始めたことは、地方にとってはチャンスです。

上里町では、町長を本部長として、広く町民の声を聞くため、産業界、行政機関、労働団体、大学、金融機関、マスコミなど多様なメンバー構成で推進体制を設け、まち・ひと・しごと創生本部が設置されました。

地域活性化という課題に的確に対応し、今回の地方創生総合戦略がどれだけ効果を発揮できるかは、それぞれの地方自治体の取り組みいかににかかっていると思います。

上里町の創生総合戦略案として、基本目標1、町の資源を生かして仕事をつくり、産業を盛んにする。基本目標2、上里の魅力を生み出し、発信し、人を呼び込む。基本目標3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。基本目標4、時代の変化に対応し、安心して暮らせる地域をつくと4本の柱を立て、行政と住民が協働で地域社会を維持していかなければならないと思います。

基本目標4の時代の変化に対応し、安心して暮らせる地域をつくるでは、具体的な施策として災害に強い町づくり、犯罪のない町づくり、交通事故のない町づくり、障害者の視点に立った公共施設の利便性向上、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくり、地域公共交通の充実等々、今後の上里町の方向性を示されました。

上里町の地域公共交通の充実の背景には、少子高齢化の進展による交通弱者の増加が予想されることから、町民の足を確保し、自立した生活を支援するため、現行の巡回バスを見直し、コミュニティーバスの運行を行いますと戦略を立て、今まで町が運行していた福祉バスや巡回バスは利用する人が少なく、空気を運んでいるとか、税金の無駄遣いと批判の声が多く寄せられていました。

汚名返上するために、町は住民アンケートを実施し、分析、検討した結果、コースの見直し、停留所の増設、運行時間の延長、運行本数の変更等を地域公共交通活性化協議会で協議され、3月から運行を開始しているこむぎっち号が、町民にとって本当に利用しやすいでしょうか。高齢者に寄り添った地域公共交通でしょうか。安全の対処が心配です。

バスの利用者は、本数の少ないバスに乗り遅れてはいけないと、発車時刻より早目にバス停留所につき、待機している利用者も多いはずで、バスの遅れが加算されると、利用者の待機時間が非常に長くなります。夏は猛暑、冬の冷たい空っ風の上里町で、日よけ、寒さよけもないバス停留所では、特に高齢者や子どもたちが体調を壊し、倒れないかと心配です。

また、今回のコースは、乗り継ぎが生じた場合、次のバスが来るまで数十分待機しなければなりません。町民に配慮した利用しやすいこむぎっち号を目指し、またサービス向上のためにも、バス停留所にバスシェルターとして、簡易な屋根と簡易なベンチなどを設置する必要があると思います。

希望としては、全停留所に設置していただきたいと思いますが、これは車道の幅員や予算の関係上非常に難しいと思います。唯一庁舎前のバス停留所はベンチと屋根が設置してあります。駅、大型商業施設前、公共施設前など、ほかにも設置できるスペースがある場所には設置し、バスが到着するまで腰を下ろし待機できれば、高齢者にとって体力の消耗が軽減でき、助かる

のではないかと思います。バス停留所にベンチを設置していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、中央ルートの安全確保について。

大型商業施設や駅、公共施設を運行する中央ルートは、比較的車道の幅員が広いので、マイクロバスタイプを走らせていますが、問題は多くの人に安心して利用していただくためにも、対策として、中央ルートでは路面標示として、車道に二、三メートルのカラーラインを引くなり、乗降スペースをとって安全地帯を確保していただきたいと思います。

また、中央ルートを走るマイクロバスと支線のルートを走るワンボックスカー、どちらも福祉仕様の車両で、車椅子に乗ったまま乗り降り可能とのことですが、車椅子利用者は、トイレを見てもわかるように、3倍のスペースを設けなければ利用できません。車椅子生活者の実態を御存じでしょうか。

この庁舎を作る際、是非車椅子生活をしている人の意見も聞いてくださいと提案し、30代の女性が新庁舎を協議するメンバーに加わりました。車椅子生活の意見も聞きましたか。乗り降りするバス停留所の現場を見ていただきましたか。バスを利用する高齢者や障害者の転倒が心配です。停留所の安全確保についてお尋ねします。

次に、町の町民への周知方法について。

町は、情報提供として、2月号の広報かみさとと一緒に時刻表とコースのパンフレットを各家庭に配布されました。一人でも多くの町民に利用していただくために、周知の仕方をもうひと工夫してみたらいかがでしょうか。パンフレットを配布して町民へお知らせする方法と、町の職員が各行政区や団体へ声掛けし、同行して一度試乗体験をしていただくのがよいと思います。コースの大幅変更は、目的地によっては乗り継ぎしなければたどり着くことができません。コースを理解していただくためにも町民へ声を掛け、乗っていただく、そして利用者の声を直接聞き、改善すべき点は改善し、よりよいものにしていく必要があると思います。

また、町のフェイスブックやホームページを利用し、インパクトのある動画配信をするなり、こむぎっち号のお知らせ方法は攻めの態勢で取り組んでいただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

1、出会いと結婚の支援について。

全世界の人口は70億人を超え、中国やインド、そしてインドネシアなどの新興国と言われる国々の人口増加は著しく、50年前の2倍以上に増えています。それに比べて我が国は、現在高齢化と少子化が進んで、約1億2,711万人の人口で、50年後には、日本の人口は半分近くに減少してしまうと予測されています。

これでは、国家の力を維持していくことは難しくなります。ですから、少子高齢化社会を背景に、加速的に進む人口減少社会に歯止めをかけようと、地方に活力を戻すということで、国がまち・ひと・しごと創生法を施行しました。

上里町ではもう既に、関根町長を本部長として新しい政策を次々に打ち出し、上里町を活性化するため、スピード感を持って実現性の高い政策の方向性を示していただいています。

今回国が求めている地方版の総合戦略に、町の取り組みをどのように反映していくのか、上里町の総合戦略の基本目標、4項目ありますが、4項目の中の1つ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえると戦略を立てましたので、出会いと結婚の支援についてお尋ねします。

結婚は、赤い糸で結ばれた人、つまり縁です。縁結びの神様が必要なのです。かつて縁談話は、会社の上司や親戚筋、地域の世話人が仲人的な役割を果たしていましたが、今ではNPO団体や民間企業等が縁組をビジネスとして行っています。また、どこの自治体でも過疎化や税収減に直結するため、各自治体は強い危機感を持っているので、自治体みずから結婚相談事業を担おうとしているケースが増えています。

埼玉県では、平成27年度の新たな取り組みとして、SAITAMA婚活ミッション事業を始めました。この事業は、民間企業等が企画・実施する、県内の地域資源を利用した結婚支援イベントを、県が後援及び経費の一部の補助を行うことにより、結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供することを目的としています。

この補助事業を平成27年度に活用した団体は17団体あったそうです。また、県も職員を派遣し、現場で指導したり、相談に乗っています。県の少子政策課では、結婚支援事業として、「素敵な出会い応援します」と題し、県内の婚活パーティーの情報をフェイスブックで流しています。

自治体で結婚相談事業を推進しているところは、今までは主に農村、漁村を中心に全国各地で取り組んでいますが、今後、都市部の自治体でも婚姻率を上げるために、いろいろな結婚相談事業が展開されてくると予想されます。少子高齢化、価値観や人生観の多様化等、時代が大きく転換し、日本の若者の多くが男女とも気ままな独身生活を選ぶ独身型、35歳か40歳ごろに結婚すればいいやという晩婚型、あるいは結婚したくてもどうしても相手が見つからない結婚相手待ち型等、結婚しない、結婚できない若者が年々増加し、今や婚姻率の低下は農村部、漁村部、都市部を問わず、少子化要因の最大とも言うべき深刻な社会問題になっています。

今日における少子化対策は、町長が以前からおっしゃっているとおり、まずは結婚対策からと言っても過言ではないと思います。

そこで、上里町における結婚相談事業の現状とその取り組みについて、積極的に結婚支援事業に取り組んでいることを理解できるよう形にさせていただきたいと思います。

上里町社会福祉協議会が昭和56年から行っている結婚相談事業は、お見合い形式で毎月1回、第2水曜日に2名の結婚相談委員が相談者の希望を聞き、紹介、お見合いと対応していますが、ゴールインはなかなか難しいという話は以前から聞いています。

昭和50年から今日までの33年の結婚相談事業で何組のカップルが成立したか。残念ながら4組という結果になっています。この間の費用は、結婚相談委員費用弁償として年間4万8,000円掛ける33年、158万4,000円となっています。費用対効果を考えますと、いつまでも33年前のお見合い形式のやり方を続けていても、カップル誕生には結びつかないと思います。この辺で見直し、検討すべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、平成23年以降、本庄児玉郡市の社会福祉協議会が連携し、婚活パーティーを開催したところ、申し込みが多く好評との話も伺っています。前回は男性10名、女性10名募集したところ、男性は40名応募があったと聞いています。婚活パーティーのほうが必要があるということをお見合い形式のほうでも認識をされていると思います。

平成23年のお見合いパーティーは年1回でしたが、平成25年からは年2回開催し、また婚活セミナー講座で、心構えやマナー等、講師を招き開催しているとのこと。本庄児玉郡市の社会福祉協議会が連携し、平成23年から平成26年度に婚活パーティーを開催した結果、4年間で3組のカップルが誕生しています。また、12月12日に行われたクリスマスパーティーでは3組、2月7日のバレンタインパーティーでも3組、計6組のカップルが交際開始しているようです。

このような多様な出会いの場を提供するという観点から、今後、回数や募集人数をもっと増やし、お見合いパーティーも楽しく気軽に参加できるよう内容を工夫し、スポーツやハイキング、あるいはうどん打ち、料理教室等さまざまなジャンルに挑戦し、工夫してみたいかと思えます。

この婚活パーティーは、参加費用男性7,000円、女性3,000円のみで運営されているのですが、担当も現在のように社会福祉協議会に任せておくのではなく、しかるべき課と連携するとか、企画についても青年団体や市民の協力を仰ぐとかして、本格的にこの事業に取り組める体制を確立したらよいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、農業に生きる男子とのすてきな出会いについてお尋ねします。

農業青年会議所が平成24年11月に実施した婚活パーティーふれあい農業体験ツアーでは、レタス、ホウレンソウ、チンゲン菜、春菊の採取と、二人一組となつての白菜縛り競争、キュウリの収穫体験をしました。このイベントにかかった費用が37万7,000円で、その内訳は男性参加費2万円掛ける11名、女性参加費3,000円掛ける12名、埼玉ひびきの農協補助金2万円、埼玉県農林公社助成金5万円、不足分は会員からのカンパ3万7,000円で何とかできたとのこと

ですが、結果、1組結婚、同居中1組、交際中数組とのことです。また、このイベント参加予定者を対象に、「目の前の相手の心をつかむには」と題し研修会を開催し、今年も2月に本庄・美里・神川・上里の4市町の農業青年会議所会員が中心となって、児玉郡市農婚イベントを企画しました。

このイベントは、2月13日はイチゴとミニトマトの収穫体験と立食パーティー、3月12日は旬のおいしい地元の野菜を利用した料理体験と各市町村自慢のスイーツを食べながら交流を深めてもらうものです。

外は寒いけれども、温かい出会いを見つけませんかと呼び掛け、前回よりも募集人数を増やし、男女それぞれ30名募集し、企画したものです。児玉郡市農婚イベントに係る費用が69万円です。埼玉県農林公社からの補助金5万円、JAから5万円、参加費男性1人1万5,000円掛ける30人、女性1人3,000円掛ける30名としてもマイナスが生じ、会員のカンパ10万円となっています。

毎年、児玉郡市農婚イベントを開催したいけれども、会員のカンパ負担を考えると、毎年行うのは無理という意見も出ています。農家の担い手を育てるということで若者が取り組んでいますので、上里町として農業の担い手の確保、独身男女の出会いのきっかけ作りを支援していただきたいと思います。

若者、男女の9割が結婚を考えているとの調査結果も出ていますので、独身男女の出会いのきっかけ作りを支援していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 仲井議員の御質問に対し、順次お答えをさせていただきたいと思いません。

まず、1番のコミュニティーバス運行の利用者へのサービス向上についてのお尋ねのうち、①のバス停留所にベンチ設置をについてでございます。

平成15年より運行しておりました町内巡回バスは、車両の老朽化や利用者数の低迷などの課題が挙げられておりました。町では、こうした課題を受け、平成26年度に上里町地域公共交通サービス計画を策定し、運行方針を町内巡回バスにかわる新たなコミュニティーバスの導入をいたしたところでございます。

この計画を受け、平成27年度に上里町地域公共交通活性化協議会において、導入に向けての協議、審議を行い、平成28年3月1日に上里町コミュニティーバスこむぎっちゃん号として運行を

開始したところでございます。

バス利用者の目標人数といたしましては、平成27年度に策定する上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた内容として、26年度現状値である町内巡回バスの利用者数、年間1万1,000人を、平成31年度目標値として年間3万1,000人と設定しておるところでございます。また、運行事業者への補助額は、毎年約5,500万円と想定をしておるところでございます。

議員より御提案のありました、バス停留所にベンチや屋根を設置することにつきましては、利用する方への配慮、特に子どもや高齢者への配慮として大変重要なことであり、利用者の利便性向上が利用者数の増加にもつながると感じておるところでございます。

しかしながら、ベンチの設置には安全面での配慮が欠かせないものであり、例えば、強風などへの対応などの課題もございます。特に、路上に設置するバス停につきましては、警察への許可申請や歩行者、自転車の安全を考慮しますと難しいものではないかと考えております。また、屋根などの固定物の設置には、利用者からの要望でバス停を移動させることの妨げにもなることから、実現は難しいと考えております。

また一方、大型商業施設や公共施設につきましては、施設の協力を得て、施設内にベンチ設置や、施設の一部を待合室として利用できるよう働きかけていきたいと、このように考えております。

埼玉県で取り組んでいる、バス停留所近くにある商店やコンビニ、金融機関や公共施設などを対象に、バスが来るまで気軽に待てる施設として登録する「バスまちスポット」制度を活用することも考えております。

今後とも、より多くの皆様にコミュニティーバスを御利用いただくよう、運行事業者や民間施設と連携しながら、安全で円滑なバス運行を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、基幹ルート of 安全確保についてでございます。

コミュニティーバスを多くの方に利用していただくには、ルート設定やバスの整備はもちろん、利用者への配慮についても必要となります。

平成27年度に開催した上里町地域公共交通活性化協議会では、障害者関係団体として身体障害者福祉会に委員として出席をしていただき、コミュニティーバス運行に対する審議をしていただいております。マイクロバスとワンボックスについては、いずれも福祉仕様として、車椅子の方が利用できるようリフトが装備されているほか、乗降する際の手すりの設置や乗務員による利用者への配慮なども徹底して行っておるところでございます。

御質問にありました、中央ルートの道路上に乗降スペースを設置方法といたしましては、乗降場所は「バス乗降場所」などといった標記をすることが考えられます。道路標記等を管理す

る本庄警察署に確認したところ、まず警察以外で道路上に標記をする場合、色付きでの標記は規制標識となり許可できないため、白線での標記のみとなるとのこととございます。また、白線での設置であっても、こういった乗降スペースの標記は通行不可地帯との誤認につながる恐れがあり、一般車への運転の妨げになってしまう可能性も考慮すると、許可するという事は非常に難しいということとございます。

また、利用者からの要望などにより、停留所の移動をする場合に、乗降スペースの撤去、移設も行うことになり、容易に停留所の移動ができなくなり、要望に対する早急な対応が困難になる恐れがあります。

以上のことから、比較的車道の幅員が広い中央ルートにおいても、道路上の乗降スペースを設置することは難しいと考えております。しかし、乗降スペースの設置は困難であっても、さまざまな方法で利用者の方への配慮を進めてまいりたいと思っております。

今後も公共交通の基本的な考え方にある、「公平なサービスを提供する」を踏まえ、車椅子利用者の方はもちろん、全ての利用者にとって利用しやすいよう、運行事業者と連携し、最大限の配慮をもってコミュニティーバスの運行を今後とも進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3番のコミュニティーバス運行の住民への周知についてでございます。

今回のコミュニティーバスでは、行き先によって乗り継ぎが必要となります。乗り継ぐことで利用に幅が出る反面、利用者にはルートや到着・出発時間に注意していただく必要があり、乗り継ぎなどの情報をいかにお伝えすることができるかが重要となってまいります。

そのためには、情報媒体を使つての広報はもちろんのこと、住民の方へ直接お声掛けして乗っていただき、コミュニティーバスの利用方法を知っていただくことが重要だと考えております。

このような考えから、町ではこれまでさまざまな方法により、コミュニティーバスの周知を行ってまいりました。広報かみさや町公式ホームページにおいてお知らせしたほか、区長会の御協力を得て、2月にパンフレット等を全戸に配布するとともに、駅などの主要施設にパンフレットやポケット版時刻表の設置などを行いました。

また、乗り継ぐことで目的地まで早く着くことができる例や、乗り継ぐことで新たに行くことができる例を表記した乗り案内を地域ごとに数パターン作成し、パンフレットと同時に配布いたしましたところとございます。

さらに、各団体への周知といたしましては、地域運営の中心であります区長会や民生委員児童委員協議会などの会議の場をお借りして、コミュニティーバス利用方法などの御説明もさせていただきたいと思っております。

今後は、老人クラブ等各団体への説明も積極的に行っていくほか、実際利用された方からの意見をいただくOD調査や利用状況調査も行ってまいります。

議員御指摘のとおり、コミュニティーバスを周知するためには、まずは多くの方に利用していただくことが重要となります。町といたしましても、この上里町コミュニティーバスこむぎっち号を、一人でも多くの方に利用していただくため、今後ともあらゆる機会を捉えて引き続き情報発信を行ってまいりたいと思います。

議員から御提案のございましたこむぎっち号の動画配信につきましては、ホームページを管理するサーバーの容量を見極める必要もございます。町民の周知方法のよい御提案であると受けとめておりますので、今後実現可能であるかを研究してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、2番の上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、①の出会いと結婚の支援についてでございます。

上里町では、懸念されている少子化や人口減に歯止めをかけて、結婚・出産・子育てを総合的に支援していくため、本年度策定いたしました上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標3、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の中で、出会いと結婚の支援を進めていくこととしております。

これは、出会う機会がない、出会いの場所がない等の理由で、結婚したくてもできない独身の男女に相談会や講座を開催し、出会いの場を提供するなどして、出会いから結婚までの支援を行おうとするものでございます。

現在、町の社会福祉協議会では、昭和56年より取り組んでいる事業に、結婚相談がございません。毎月第2水曜日に、2名の結婚相談員が相談所を開設し、本人もしくは親族の方などからの結婚に関する相談に対応しておるところでございます。

結婚を希望する方の状況や、結婚相手に対する要望等を聞いた上で、合いそうな方を紹介し、お見合いに立ち会うなど、出会いから結婚までを総合的に支援しておるところでございます。過去においても、多くの方の相談に応じ支援をしてまいりましたが、お見合い等を経て結婚まで進んだ方の数は7組となっております。

しかし、異性とコミュニケーションをとるのが苦手な方もおり、相談員からのさまざまなアドバイスを受けることにより、その後の婚活にもよい影響があった方も多いようございます。

現在では、本庄市や神川町社会福祉協議会の結婚相談所と情報の共有化を進めており、平成23年からはその発展型として、3カ所の結婚相談所に美里町社会福祉協議会を加えた4団体が合同で婚活パーティーや婚活セミナーを開催し、結婚に結び付ける努力も重ねております。

1回の婚活パーティーには、抽選で選ばれた男女12名ずつの方が参加し、社会福祉協議会の職員がサポートする中で行われており、年1回の開催で始まった婚活パーティーですが、PR活動などにより周知が進み、参加希望者も年々多くなっていることから、平成28年度からは年4回の開催を予定しているとのことでございます。

上里町社会福祉協議会では、婚活パーティーに取り組むようになってからの4年間で、町内の方が一方のパートナーとなり、結婚されたカップルが3組ほど報告されておるところでございまして、先ほど7組と申し上げたのは、この3組も一緒に入っておるわけでございます。また、パーティーで知り合い、その後順調に交際を続けている方も多いと聞いております。いずれ結婚される方も増えていくのではないかと期待をしておるところでございます。

今後も、婚活パーティーを含めた結婚相談事業がよりよいものとなるように、町といたしましてもさまざまな助言や協力を行うとともに、県内や近隣で行われる婚活に関する情報をホームページやフェイスブックなどを通じて発信し、若者の出会いの場を広げる努力を進めてまいりたいと考えております。

次に、農業の担い手の確保についてでございますが、仲井議員からお話があったように、今回、児玉郡市内の農業青年会議所が中心となり、児玉郡市農婚イベントを企画したところ、男性28名、女性27名の参加があったようでございます。女性の半数は県南地域や都内から参加された方だと聞いております。

先月の13日に1回目が開催され、トマトとイチゴの収穫体験や、立食フリータイムで親睦が図られたようでございます。2回目は今月の12日に開催されるそうで、地元野菜を使ったバーベキューや地元スイーツを用意してのフリータイムが計画されているようでございます。一組でも多くのカップルが誕生し、農業青年と結婚していただければ、農業の担い手の確保につながりますので、大変よい企画だと思っておるところでございます。また、支援につきましては、主催者から要望があれば、郡市内の他市町と協議をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

また、仲井議員から、先ほど社会福祉協議会の結婚相談事業は今後も継続するのかというようなお話もいただいたところでございますけれども、過去30年間の間に結婚されたカップル数としては多くありませんが、見えないところでの成果もあるようでございます。また、近年に入り、郡内での婚活パーティーに取り組むなど、徐々ではありますが改善も見えておりますので、今後は費用対効果も検証しつつ、時代に即した手法を取り入れるなどの助言を行うなど、成果に結び付くように町といたしましても協力してまいりたいと、このように思っておるところでございます。

ただ、先ほどもお話を申し上げましたが、費用対効果というだけでは計り知れない、そうい

う部分もあることも御理解を賜ればと、そのように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） バス停留所にベンチを設置していただきたいと要望したんですけども、公共施設とか商店街、これから交渉して置けるところには置いていただけるというお話でしたが、地区の担当者、例えば区長さんとかそういう人たちが、自分たちでもしこのところにベンチを置いてもいいとか、作ってもいいと言って、地区でも管理する方法があると思うんですけども、町長、そのところどう思いますか。お聞かせください。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもお話を申し上げましたけれども、突風等でそういう設備をしたところが飛ばされたり、そういった危険性、そして、そういった固定的なものを作ることは、やっぱり警察との協議が必要であるということでございますので、またそういった部分は、何とか置けるところにつきましては、警察と相談しながらやらせていただきたいと、そういうふうに思っております。

ただ、ベンチも固定式にするか、移動式にするか、どういうふうにするかわかりませんが、内容については今後協議をしていきたい、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 高齢者に優しい町づくりということで、本当に夏、暑い中待っているのも大変だと思いますし、この寒い中バスを待っていると、本当に風邪を引いて体調壊すんじゃないかという、そういうことを心配してベンチを極力付けられるところには付けていただきたいとお願いしたわけです。引き続き担当職員が区長会とか、いろいろな団体に声掛けし、一度試乗体験していただくというのは、担当職員だけでは人数少ないと思いますので、町としてせめて管理職とか、OBの方に声掛けして協力していただいて、本当にこのこむぎっち号の周知、一度体験していただくということをやらないと、5年後の年間3万人というのはちょっと厳しいんじゃないかと心配しています。その点、町長どのようにお考えになっているか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） もちろん、子どもやお年寄りに優しいまちづくりということで、行政といたしましても進めておるわけでございますけれども、先ほどもお話し申し上げましたように、ボランティアでそういう施設を作っていただいても、警察の許可だとか、これは絶対に大

丈夫だということがないと非常に難しさもあるということですので、今後検討してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

また、乗降者数につきましては、今後3万人を目標に、一生懸命町でも努力しておるところでございます。この間、出陣式のときにも、議員の皆様方、そして多くの区長さんにも乗っていただいたわけでございますけれども、今後は区長会の皆様方にもお話を申し上げて、一回乗っていただくとか、町の職員の幹部職員で一回ルートを通っていただく、そして、皆様方にこういうルートを通るんだということを理解していただく中で、町民にも宣伝をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） ありがとうございます。

今度、婚活のほうなんですけれども、社会福祉協議会が今行っているパーティーは男女とも人数が少ないわけなんですけれども、どうして少ないかという、担当職員が足りないということと、あと場所がすごく狭くて、大勢の人間を集めることはちょっと困難だということをしていましたので、そここのところと、社会福祉協議会の担当職員では人数が少ないのでしたら、担当課とか町の職員も協力し、やっていけば、もっと回数も、今回4回となると本当に人数必要だと思いますので、そここのところもちょっと積極的に取り組んでいただきたいと思います、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 社会福祉協議会で取り組んでいる方法、今まで30年間もやってきたわけでございますけれども、それらのことについても徐々に改善をしながら、婚活パーティーなども含めた中で、いい機会の出会いの場を作っていくと、このように考えておられて、職員の足りない部分については、ただ職員が余りいてもどうかなという感じもしないではないですが、対応が足りないとすれば、職員の動員も考えていきたいと、このように考えておるわけでございます。どういうふうな職員を動員したらいいか、派遣したらいいか、その辺のところもよく詳細に調査をしながら、派遣については努力していきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） 農業青年会議所が行っている婚活パーティーなんですけれども、今、会員の方と参加者、あといろいろなJAとかそういうところから補助金をいただいてやってい

るわけですが、これは4つの町と一緒にやっていますので、上里だけが補助しますよとか、そういうことは決められないと思いますが、そのことに関しては、首長の会議で、本庄、美里、神川の首長と一度話題に出して、少し協力しようじゃないかとお話を持って行っていただければ助かると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 農業青年会議所の婚活パーティーにつきましては、農業委員の皆様方やJAが補助金を出しているのはよく承知しておるわけでございます。ただ、先ほどもお話し申し上げましたけれども、主催者からそういう要望が今のところ来ていないわけでございます。今までは補助金を出しておらなかったけれども、本庄市が事務局で進めておるわけでございますけれども、そういう要請が市町村にあれば、私も郡市の市町村に呼び掛けて、少しぐらい補助を出してやったほうがいいんじゃないかということで、提案をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

○3番（仲井静子君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わりにします。

○議長（伊藤 裕君） 3番仲井静子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後1時30分といたします。

午前11時25分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） 議席番号9番、納谷克俊です。

通告に従い一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、1、道路整備と雨水排水対策について、2、農村公園整備事業についての2点であります。

以下順に伺ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

質問事項1番、道路整備事業について伺います。

初めに、都市計画道路三田中通り線の今後の整備予定についてお伺いいたします。

三田中通り線は、昭和49年に都市計画決定された幅員12メートル、延長1,280メートルの都市計画道路であり、周辺の開発による人口の増加や大型商業施設の開店、古新田四ツ谷線の開通などにより以前よりも交通量が増加をし、交通安全の面からも大きな課題があることは町長も十分に認識されていることと思います。また、開発に伴う後退や個人の申し出による先行取得などを行ってきたことから、用地買収済みの部分も多いのではないかと思います。

そこでお伺いいたしますが、三田中通り線の総延長に対する買収済みの用地の割合はどのくらいになっているのでしょうか。

三田中通りに関する質問は、3年前の平成25年3月定例会以来となります。当時、私の質問に対して町長は、町の幹線道路の整備として大きな課題になっているのは、三田中通り線並びに見玉工業団地アクセス道路である。できる限り早く事業化を目指したいと考えていると御答弁をされました。また、この案件に関しましては、地元の関係地区のそれぞれの区長さんから要望書も御提出されているところでもあります。見玉工業団地アクセス道路の用地買収、物件補償が着手された今、今後の事業進捗状況を見ながら次の計画に向けて各種の調査を進める必要があると考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

次に、都市計画道路古新田四ツ谷線と三田中通り線の交差点の整備について伺います。

平成25年12月に、古新田四ツ谷線の三田公会堂から県道上里鬼石線までの間916メートルが開通して以来、当該地区の店舗の出店などもあり、交通の流れや交通量そのものが増大していると地域住民の方は私も含めて感じておるところでございます。また、この開通区間が直線であることとともに幅員も広いことにより、比較的車両の速度も上がりがちのようです。

開通区間の中ほどには、先ほどから取り上げさせていただいている三田中通り線との交差点があります。この箇所につきましては、地元住民の方から危険であるとの御指摘を度々いただいているところであります。また、実際に交通事故も発生をしております。一部地権者の方との交渉が継続中とのことのように、計画どおりの交差点形状にできないままやむを得ず暫定開通させたと私は認識しておりますが、計画どおりに交差点の改良を行うめどは立っているのでしょうか。もし難しいようでありましたら、早急に信号機を設置していただきたいと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。また、そのような要望を本庄警察署等にしておられるのでしょうか。

続いて、都市計画道路三田中通り線周辺地域の雨水排水対策について伺います。

この地域に関しては、平成23年8月31日から翌9月1日にかけて降り続いた台風12号の大雨により、周辺の店舗や工場、住宅が浸水するという大きな被害が発生をいたしました。また、

近年増加傾向にある激しい夕立、いわゆるゲリラ豪雨と申しますか、こういった夕立のときにはわずか数十分程度、10分も降り続くとこの付近の道路は皆冠水をしてしまいます。県道上里鬼石線より東側の地区では、全体的にわずかに東北方向へ向かって地盤が傾斜をしており、流域的にも元小山川であると記憶しております。

現在、本庄市では、三田東通り線の延長である蛭小塚線に雨水管渠の工事を行っているようであります。現時点で埋め戻しが終わっているのかなと思いますけれども、こちら、本庄市と協議の上、一部本庄市側に道路側溝を接続して雨水排水をつなげさせていただくということはいかなるのでしょうか。

また、この地域においては、開発行為による遊水池、調節池ですね。こちらが点在しておりますが、それらが十分に機能しているか等の調査はされているのでしょうか。

これら遊水池は、開発許可に基づいて流量等計算をされているのでしょうか、より効果的にこれらの遊水池を利用するといったことはできないのでしょうか。

周辺地域の雨水排水対策問題につきましては、平成23年12月定例会において質問させていただいており、部分的ではありますが、対応いただいていることに大変感謝をしております。当時の町長の答弁によりますと、古新田四ツ谷線の整備に伴う雨水管渠の供用開始により、三田久保原線への雨水排水量がある程度軽減されるものと想定しているとのことでしたが、その効果以上に時間当たり降水量が増えているとか、または周辺開発が進み、雨水の地下浸透が減っているのか定かではありませんが、期待していたほどの効果はあらわれていないようであります。そもそも、三田中通りよりも東側、この部分というのはもう抜本的な改善策を講じる必要があると考えております。

以前、私は質問の中で、三田久保原線に側溝または管渠を新設して、窪川への排水量を増やすということを御提案させていただきましたが、下流部へのインパクトや事業費等を考慮すると、それらも難しさがあるようであります。

平成25年3月定例会における三田中通り整備に関する質問では、三田中通り線には三田地区を初め三軒及び京塚の一部排水が流れている通称田代管というこの地区にとって重要な配水管が布設してございます。この地域の排水計画や児玉工業団地アクセス道路の今後の進捗を見ながら事業化を検討してまいりたいと町長は答弁をされております。

そこで、社会資本整備総合交付金に該当するよう工夫をして、三田中通り線の整備とあわせて道路内に浸透側溝や浸透トレンチなど雨水浸透施設、また雨水貯留管などのオンサイト施設を整備して下流に影響を及ぼさずに内水に対処する方策を検討することを御提案いたします。

質問項目2番、農村公園整備について伺います。

まずは事業方式及び今後のタイムスケジュールについてお伺いします。

農村公園整備事業については、過日の議会全員協議会において基本的事項についての説明及び質疑があったわけですが、確認の意味も含めまして順次伺ってまいりたいと思います。

事業方式につきましては、開発事業者が公有地である農村公園を期間10年以上30年未満の事業用定期借地権による貸し出しを受け、みずからの責任と費用負担により農業振興施設の整備、維持管理及び運営を行うものとして、町は開発事業者を公募プロポーザル方式により民家事業者等を広く募り、開発事業者選考、開発事業者候補選定委員会によって開発事業候補者を選定するとの説明でありました。

この事業方式については、平成26年度上里町農村公園基本計画策定業務委託における報告内容をもとに決定をされたものと理解しておりますが、検討された他の方式、これらより特にすぐれていると考えられた検討項目というのはどの部分に当たり、今回のこの方式を採用されたのでしょうか。

また、今後のタイムスケジュールですが、3月中旬には町ホームページで募集要項等の公表を行うとの説明でありましたが、それ以降、事業候補者の決定から農村公園用地の引き渡し、さらには農村公園オープンまでの見通しはどのようになっておられるのでしょうか。

最後に、開発事業者候補選考委員会と選考基準、選考過程について伺います。

開発事業候補者選考委員会について伺いますが、委員にはどのような方が選出されているのでしょうか。また、どのような観点からそれらの方々を選出をされたのでしょうか。

町の各種審議会等においては、学識経験者といいますか、大学の先生などに任命されているわけですが、大変多忙であるのは理解しているところではありますが、会議を欠席される場合が多いように見受けられます。委員選任に関してはなるべく出席をいただき、専門的な見地から御意見をいただけるよう、特段の配慮をよろしくお願いいたします。

選考基準についてですが、どのような項目に重点を置くお考えなのか、これは事業の継続性であったり、町内の産業の発展、また各企業のコンプライアンス、そのような意味ではありますが、どのような項目について重点を置くお考えなのか。

また、選考基準とともに、その選考過程についても、その公開範囲、公開時期についてはどのようにお考えなのでしょうか。

以上、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 9番納谷克俊議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 納谷克俊議員の質問に順次お答えをさせていただきたいと思います。

1番の道路整備と雨水排水対策について、①都市計画道路三田中通り線の今後の整備予定についてと、②都市計画道路古新田四ツ谷線と三田中通り線の交差点の整備については関連がございますので、一括して答弁をさせていただきたいと思っております。

議員御質問の都市計画道路三田中通り線は、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、昭和49年都市計画決定された計画幅員12メートルの都市計画道路であり、都市計画道路三田久保原線と県道藤岡本庄線をつなぎ、古新田四ツ谷線と交差する市街地の重要な幹線道路でございます。

都市計画道路三田中通り線の用地取得率は、延長1,280メートルのうち約70%となっております。しかしながら、この周辺地域は道路冠水の実績があることなどから、今後の整備に当たっては雨水排水対策との一体的な整備が必要となっており、具体的な整備予定を定める状況に至っていないのが現状でございます。

議員御指摘のとおり、平成25年12月に都市計画道路古新田四ツ谷線が開通となりました。古新田四ツ谷線の開通に当たっての県警との交差点協議の結果、歩道の未整備区間の状況や三田中通り線との暫定的な交差形状の状況を理由に、現段階で信号機が設置できる条件が整っていないとの判断に至っておるところでございます。

このような状況を改善するため、歩道の未整備区間の用地取得に当たっては、町からの代替案の提示などを行っておりますが、御理解をいただけておらないのが実情でございます。引き続き粘り強く対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

今後、都市計画道路三田中通り線の整備時期や整備手法など、交差点形状の改善に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路三田中通り線周辺地域の雨水排水対策についてでございます。

私もこの地域の雨水対策は重い課題であると認識しております。平成25年度には、都市計画道路三田久保原線及び古新田四ツ谷線の排水施設の整備、三田地域の雨水排水の一部改善が見られたものの、接続する窪川への雨水流入の負担も軽減する必要があると考えております。

そこで、まず御指摘の市街地調整池が有効に機能していないのではないかという御指摘についてでございます。

それでは、これまで三田地域の雨水排水の要であります調整池等の維持管理につきましては、三田排水組合と連携を図りながら除草や側溝清掃を行ってまいりました。しかしながら、長年の土砂の堆積等により排水機能が十分に発揮できていない箇所等もあることなどから、平成28年度当初予算では新規に堆積土砂の撤去等を計上させていただいており、改善に努めているところでございます。

次に、雨水排水計画についてでございますが、上里町では公共下水道事業の全体計画におい

て、三田中通り線周辺地域を含め、雨水排水対策が計画をされておるところでございます。この全体計画によりますと、この地域は元小山川の流域として、元小山川第1排水区と古新田排水区に位置付けられており、本庄市方面の元小山川まで雨水排水管などの整備等が必要になっております。しかしながら、元小山川まで雨水排水管の築造に当たっては、JR高崎線を横断するなどの課題があり、本庄市管理の雨水管への接続なども容量的な制約もあり、具体的な整備に至っていないのが現状でございます。

このため、平成26年度に上里町市街地雨水排水対策検討業務を行い、現状の排水管の整備状況等を踏まえた雨水排水対策を検討いたしたところでございます。検討結果では、現状において単に排水管の整備を進めますと下流部の浸水リスクをさらに高めることになるため、対策案といたしましては、地下浸透や貯留施設などにより下流側への雨水の負担を生じさせない手法が望ましいこととなりました。

このような雨水対策は相当な事業規模で想定されます。このため、まずは今年度有効性を実証するに当たって、古新田地内において雨水対策詳細設計を行い、工事実施に向けた検討を進めております。

三田中通り線周辺の雨水排水対策に当たりましては、冒頭で申し上げましたとおり、道路整備などと一体的に進めていく必要があります。事業規模からしても、国の交付金事業の活用などが不可欠でございます。よって、まずは先行する雨水排水対策の有効性を踏まえ、国の交付金事業の活用など、計画的に財源の確保などの措置を念頭に、整備の具体的な時期や手法について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番の農村公園整備事業についての質問にお答えを申し上げます。

まず、事業方式及び今後のタイムスケジュールについてでございます。

農村公園整備事業用地につきましては、平成20年に行ったハイウェイオアシス構想の見直しの中で計画されたものでございます。その時点での計画は、町が土地を取得し、施設を建設するものでございました。その後、平成26年に農村公園基本計画を策定いたしましたが、その中で事業方式を見直し、民間活力を生かした公募プロポーザル方式といたしました。具体的には、開発事業者が農村公園用地を10年以上30年未満の事業用定期借地権による貸し付けを受け、みずからの責任と費用負担による農業振興施設の整備、維持管理及び運営を行う公有地有償貸付方式といたしました。

なお、事業用定期借地権であるため、貸し付け期間の終了時には、施設を解体撤去して土地を明け渡すことが原則となります。

施設概要につきましては、上里町を中心とした地元の農畜産物及び特産品を販売する店舗、地元の農畜産物を食材として活用した飲食店、その他来場者のトイレ及び駐車場で構築をいた

すわけでございます。

今後のスケジュールは、3月中旬にホームページで募集要項等の公表を行い、本事業への参加を希望する民間事業者等を広く公募いたします。5月下旬に提出書類の受け付け、6月中旬に選考委員会による提案書類に関するヒアリングを行い、6月中下旬に提案者への選考結果の通知を予定しておりますところでございます。

開発事業者候補との協議が整い次第、合意書を取り交わし、その後公正証書による公有地有償貸付契約を締結し、農村公園用地を引き渡すこととなります。

なお、事業開始時期につきましては、施設の整備状況等にもよるとは思われますが、平成29年の夏ごろにはオープンに至るものではないかと思われておるところでございます。

次に、開発事業者候補選考委員会と選考基準、選考過程についてでございます。

上里町農村公園整備事業開発事業者候補選考委員会は、事業者候補をプロポーザル方式により選考するに当たり、事業者候補を厳正かつ公平に選考するために設置されました。委員は、農村公園を整備する目的が、町の地域振興と農業振興であるという観点から選出をさせていただいております。住民の代表であります区長会長、学識経験者として埼玉大学大学院の准教授、農業関係団体で農業委員長と農業女性会議所会長、財務関係のアドバイザーとして埼玉りそな銀行本庄支店の支店長、県関係では本庄農林振興センター管理部地域支援担当部長と北部地域振興センター本庄事務所地域振興・産業労働担当部長、それに副町長と役場の課長4人の合計12人で構成をされております。

1回目の選考委員会は2月8日に開催され、募集要項の検討をしていただきました。次回の選考委員会は6月中旬を予定しており、提案書類のヒアリング並びに事業者候補の選考が行われます。

提案内容の評価方法は、応募者から提出された書類の内容及びヒアリングの内容をもとに評価項目別に採点し、各評価項目の採点結果を合計した総合点が高い提案をした応募者から順に開発事業者候補を選考をいたすところでございます。

評価項目は、事業実施計画、施設運営計画、施設整備計画、事業収支計画の4項目になります。評価項目には、それぞれ評価の視点がございまして、例えば事業実施計画の評価の視点の中には、地元農畜産物の販売及び宣伝等の効果的実現に向けた意欲的な運営方針が計画されているかなど、施設整備計画の評価の視点の中には、周辺環境、来場者の利便性、快適性、安全性に配慮された計画か、などがあります。

詳細につきましては、3月中旬に公表される募集要項をご覧くださいと思います。

選考の過程ですが、まず応募者から提出された開発事業計画提案書を事前に選考委員さんに配付し、提案内容を確認していただきます。

選考委員会の当日は、応募者から提案内容についての説明を受け、提案内容を確認するための質疑等を行うヒアリングを実施し、採点をいたします。

農村公園を中心に、町内産業の活性化が図れるような素晴らしい提案書を提出されることを期待しておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 9番納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） 9番、納谷です。

本当に大ざっぱな質問に対しまして、本当に丁寧な答弁いただきましてありがとうございます。非常にわかりやすかったかなと思っております。

何点か再質問させていただきたいわけですが、初めに三田中通り、それから古新田四ツ谷線ですかね。こちらの交差点部分について、現時点では歩道部分一部用地買収ができていないという状況で信号を設置する、いろいろあるでしょうけれども、それに該当していないということではあります、あのようなということではないですけれども、道路幅員も現状同等以下の交差点でももちろん信号は付いているところはあるわけですが、都市計画道路のちゃんとした最終形の形状になっていないという部分で、今付けてしまうと広がったときにまた動かす二重投資になってしまうから付けられないということなんですか。そうだとするならば、人命、万が一事故が起きて不幸なことになってしまったら、お金と人命をどうふうに考えているかということになってしまいますので、付けられない理由をもう少し詳しく教えていただければありがたいと思います。お願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） あそこは都市計画道路ということもございませう。非常に交通量も多い場所でございます。御存じのとおり、1件まだ歩道整備ができていない。そういう中であそこへ交差点を付けて、また危険を交通事故が発生してしまったらな危険度が増してしまうと。そういう意味も含めまして、今のところ警察とも協議はしておりますけれども、なかなか信号機の設置については難しいと、そういうようなお話をいただいております。

○議長（伊藤 裕君） 9番納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） 9番。

わかりました。できれば、今の現状でもね、付けていただいたほうが、私を初め多分同僚議員も今の現状で信号が付いたほうが安全になるんじゃないのかなと感じておりますので、引き続きそちらのほうの要望は続けていっていただきたいと思います。

それで、三田中通り、また三田地区全体、三田だけじゃないですね。京塚、三軒含めてなんですが、あの地域の雨水排水対策になります。非常に市町の境目があって、本来であれば水下側になるところが本庄市になって、そちら側になかなか流せないという非常に苦しい部分もあるのかなと思います。

先ほど町長は非常にわかりやすい答弁いただきまして、何とかあの三田中通りを整備する中で雨水の排水も一緒にやっていきたいという心意気は強く感じました。

私も担当課長とお話をしていく中で、浸透トレンチといいますか、雨水貯留管というか、そんなことをやっていくしかないのかなと感じたところなんですけど、昨年、9月だったですかね。少し記憶が曖昧になってしまったんですが、そのための調査、先ほど町長おっしゃっていたように、古新田での調査費を確か補正で計上したのかなという記憶がしておるんですが、新年度いよいよこれ1個できて、三田中、三田付近のその解消に前進するのかなと思ったら、当初予算をぱらぱらとめくってみたところ、工事費のほうがついていないのかなという気がしておりますが、先ほど町長こちら進めていきたいということだったんですけれども、その辺について、調査をして設計をされたと思うんですけれども、三田中の前進第一歩となる古新田地区の排水、ちょっと関連みたいになって申しわけないんですけれども、予算計上しないようなんですが、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 三田、古新田の雨水排水の点につきましては、非常に私も憂慮しておるところでございます。できれば、本庄市側に流せれば非常にいいんですけれども、本庄市も管がいっぱいということ、そちらの管のほうへは流すことができないということで、何とか遊水池の改良した中でやっていきたいと、このように思っております。今回古新田地区で設計の予算を組んでおるということでございます。今年度の中で設計予算を組んでおるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤 裕君） 9番納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） 設計は組まれたのかなと思うんですけれども、まだ工事に着手するということは具体的にはなっていないということよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 工事費については、今のところまだ予算は計上しておりませんが、今後工事費の予算もつけて検討していきたいと、このように思っております。

○議長（伊藤 裕君） 9番納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） ある意味古新田がモデルといたしますか、試行的にやって、その効果を見つつ三田中通り線を着手していくのかなと思っております。また、そのような認識で、私も地元といたしますか、三田や三軒、また京塚の区長さんや住民の方々とお話しする中で一步一步進んでいるよというお話をしているところではありますが、是非とも当初予算で盛り込まれなかったということのようではありますが、早目に財源の手当てをしていただきまして一日も早い実施をお願いしたいんですけれども、もう一度町長のその辺の意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 雨水排水の懸案につきましては、本当に長年の懸案でございます。古新田も三田も全く同じことが言えるわけでございますけれども、今回設計を組んでおるわけでございますから、できるだけ早く工事費も予算に計上させていただきまして、実験的にまず古新田をやらせていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 9番納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） ありがとうございます。是非しっかりと試行的にやっていただき、データをとっていただきまして、三田中通りをやるとなると大変な金額がかかると思います。ただ、それでも元小山川に持っていきなり、また窪川の方面に持って行って県に河川の改修を待つというよりも、より実現性が高いのが三田中通りの整備に貯留管や浸透ます、浸透性、また浸透トレンチですか、そういったものを行うのがより現実性が高いと思います。是非とも一日も早い実現に向けて御努力をいただきたいと思っております。

最後に、農村公園について若干掘り下げてお伺いしたいといたしますか、わからないところがあるのでお伺いしたいんですけれども、まず1点目なんです、事業者について広く公募をしたいということですが、公募の仕方についての3月中旬に町ホームページでということでもあります。そして、その後が、書類の受け付けが5月下旬ということでもあります。この間約2カ月ちょっとということであるんですけれども、広く公募をということであれば、やはり業界紙等々も使ってもう少し周知の範囲を広げる、また周知期間を置くというほうがより興味を持っていただける企業さんが現れるのかなという気がいたしますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） いろいろ公開については方法もあると思いますけれども、期間がちょっと短いというような御指摘だろうというふうに思っておるところでございますけれども、何件か応募したいという企業もあるわけでございます。先ほどもお話を申し上げましたけれども、3月中旬にホームページに募集要項の公表を行って、そして5月下旬には提出書類の受け付けをいただきまして、6月中旬に選考委員会の書類に関するヒアリングも行えればいかなど、そんなふうに思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 9番納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） ただいま何社か応募の意向があるというお話だったんですけれども、その何社かというのが、どうも私が思うには、この議会のほうでいただきました農村公園の基本計画策定業務委託の報告書の中にある民間事業者等の事業参画意向調査、これを実施したから、またこれにお声掛けをしたから参加の意向を示しているんじゃないのかなという気がしないでもないんですね。でなければ、よほど嗅覚がよくてかぎつけて参加したいということなのかもしれません、やはりもう少し広く、より事業の実現性の精度の高い提案をしていただくためには、もう少し間口を広げるのと時間を置くのがいいのかなと思うんですけれども、ここは非常にお答えしづらいところかもしれませんが、参加の応募の意思を示されているというのはこの事業参画意向調査を行った企業ということなののでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 納谷議員のおっしゃられたように、もう少し間口を広げてもう少し長い期間を置いてということでございますけれども、その辺につきましても少し検討してみたいと、このように考えております。

○議長（伊藤 裕君） 9番納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） それと、選考過程といいますか、選考基準の中で何を重視されるんだというお話の中で、非常にわかりやすい御説明だったんですけれども、私その中でちょっとコンプライアンスの部分に触れたかと思えます。ちょっと気になったのが、いろいろな資料に出てくる中の企業さんがある中で、若干都市計画法に絡んで類似の施設を閉鎖しているという事実もあるとのお話を仲間の地方自治体の議員から伺ったこともございます。そのようなことも含めて、事業内容のみならず、そういった企業の体質ということについてもやはりしっかりと調査をしていくというのが大切なのかなと思うんですけれども、その辺についてはいかががお考

えでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） ちょっと意味がよく読み取れなかったんですけども、もう一度、すみません、お願いします。

○議長（伊藤 裕君） 納谷議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

○9番（納谷克俊君） 今回のこの募集の内容とは別な話になるんですが、農村公園に類似をするような施設を展開している企業さんが、この辺でいうと高崎市なんではいでしょうかね。例えば都市計画法に関連する部分で市からの是正の勧告を、余りそこへちょっと食い違いがあったようで、現在その事業を中止しているような店舗もあるという話もあるようでございます。なので、そういう部分を含めて、今回とは関係ない部分だとは思いますが、そういった部分で事業性だとか町の産業の発展だとか以外の部分でも各企業のコンプライアンスの部分等もしっかり見ていただいたほうがいいのではないのかなということで御質問させていただいたんですけども、言葉が足らずすみませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） ただいま納谷議員のお話のように、これ以外にもそういうコンプライアンスとか、そういう部分につきましては申し入れをしていきたいと、そんなふうを考えております。

○議長（伊藤 裕君） いいですか。

9番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

---

午後2時26分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号14番の植原育雄でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っております。キーワードは、安全と安心、選択と集中、官民協働であります。

今3月定例議会では、①上里町のマイナンバー制度について、②上里町の水道事業について、③上里町の交通安全対策について、町長に質問をさせていただきます。

1番目の質問ですが、最初にマイナンバー制度について町長に質問させていただきます。

2016年（平成28年）今年の1月から始まりました税と社会保障のマイナンバー制度の目指すところは、少子・高齢化が急速に進んでいく我が国の経済社会のもとで、番号制度を使って国、自治体、民間のICT活用を進め、国民にとって利便性の高い経済社会を建設していくことであると思います。

マイナンバー制度は、我々国民に3つの新たな社会インフラ（基盤）を提供するものと言われております。第1は、番号そのもの、マイナンバーを活用することによって、公平公正な課税や社会保障の負担、給付の公平化、効率化が行われることであります。このことは、一般国民にとって大きなメリットが実感できない点ではありますが、国や自治体にとっては極めて重要なことであります。社会保障はきちんとした所得の把握があってこそ成り立つわけで、番号制度の果たす役割は極めて大きいものであります。

一方、マイナンバーは、税と社会保障（さらには災害など）に利用範囲が法律で限定されております。今後、3年をめどに、パスポートや戸籍、医療などへの拡大が予想されておりますが、不正使用などには厳しい刑事罰も用意されていて、極めて使いにくいものになっております。これは、個人情報保護やプライバシーの観点からの制限であり、やむを得ないものであります。

第2は、マイナンバーカードで、マイナンバーとは異なり、その使い方には基本的な制限がなく、本人の写真が記載されており、本人の確認のための身分証明に使えるだけでなく、ICチップが搭載されており、公的個人認証用の符号を用いてさまざまな電子的な活用が可能です。マイナンバーカードはマイナンバーを使うわけでないので、プライバシーなどの問題を克服することができ、法律の規制がなく、民間の知恵により、その活用範囲を広げることができます。既にインターネットバンキング、オンラインショッピングなど、民間のオンライン手続との連携等の活用が検討されているようです。

注目すべき点は、ICチップには空き容量があって、地方自治体が条例を制定することによって独自に事務の活用を行うことが可能な仕組み（独自利用）になっているという点です。活用例としては、①税、社会保障、防災のために地方公共団体がマイナンバーを利用すること（マイナンバー法9条2項）、②転出証明書の省略、各種証明書のコンビニ交付等（法18条1号）、③地方公共団体の機関が他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人

情報を提供することが法19条9号で認められております。具体的には、町民カード、印鑑登録カード、図書カード、母子手帳の補完（母子手帳カード）などの活用も既に検討をされております。

これらの事務を行う際には、これらの事務でのマイナンバー利用を認める条例の整備が必要です。これは、各地方公共団体の議会による条例制定を条件とすることで、住民による民主的コントロールを確保させるためのものであります。

さらに、マイナンバー法によって地方公共団体等（地方独立行政法人も含まれます）が保有する特定個人情報の適正な取り扱いが確保され、地方公共団体などが保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じるよう求められております（法31条）。

第3は、2017年（平成29年）から始まるマイナーポータルという制度です。これは、個人ごとにコンピューター上設けられるポータルで、マイナンバーカードをリーダーという器械で読み込ませて、パスワードを入力して活用する官と民とのオンライン情報連携の仕組みです。ここには、みずからの特定個人情報の確認ができるだけでなく、行政からのさまざまなお知らせを受け取る対行政機関の機能や、電子私書箱機能の搭載や電子決済機能などの付与も行われる予定ということで、これらを通じて官民のさまざまなサービスの連携が可能です。

なお、将来的にはスマホでの活用も可能になるようです。

このように、番号制度というのは、法人番号もありますが、3つのインフラを国民に新たに提供することになりますが、鍵を握るのはマイナンバーカードです。番号制度のメリットを国民が実感するためには、マイナンバーカードの普及、さらにはマイナーポータルの活用が鍵を握っております。そのためには、国民がマイナンバーカードに利便性を感じ、みずから申請して取得したいと思うことが必要になります。

上里町民のマイナンバー通知カード受け取り状況並びに個人番号カード交付希望者の状況、マイナンバーカード（個人番号カード）の取得状況について、町長に質問をいたします。

次に、マイナンバー法と個人情報保護について、町長に質問させていただきます。

マイナンバー法は、マイナンバー（個人番号）の利用によって、行政運営の効率化、手続の簡素化、税・社会保障の公平性を図るとともに、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いが安全かつ適正に行われることを目的としております（法1条）。

マイナンバー法は、個人番号をその内容に含む個人情報（生存する特定の個人を識別する情報）を特定個人情報とし、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを特定個人情報ファイルとした上で、国の行政機関、地方公共団体などがその事務において個人情報を効率的に検索し、個人番号を利用して処理する事務を個人番号利用事務、また個人番号利用事務に関して行

われる事務を個人番号関係事務と法第2条で定義し、それぞれの事務を行う者を規制しております。

技術的な措置としては、①個人情報の分散管理、②個人番号を直接用いずに符号を用いた情報連携、③アクセス制御によるアクセスできる者の制限と管理、④通信の暗号化が講じられております。

マイナンバーに関する個人情報保護について、町長はどのようなお考えを持って対応しているのか質問をいたします。

次に、マイナンバー制度と地方公共団体について、町長に質問させていただきます。

マイナンバー法の第5条は、地方公共団体が同法の基本理念に則り、マイナンバーその他の特定個人情報の取り扱いの適性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、マイナンバーなどの利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するように規定しております。

地方公共団体がとるべき措置として、大きく分けて4点ほどありますが、第1として個人情報保護条例の整備です。特に、マイナンバー法の制定を受けた各地方公共団体本体の条例整備及びプライバシー影響評価の実施です。

第2として、個人情報保護システム・体制の構築であり、個人情報保護条例に従ったマイナンバーの取り扱いに関するハード・ソフト面両面での対応が求められております。ファイアウォール、ウイルス対策ソフトなどのハード面での対応も重要ですが、より重要なのがソフト面での対応だと思います。

2015年（平成27年）5月に発覚しました日本年金機構での大量の年金情報の漏洩事件では、ハード面での十分な対応をしていて、運用規定も策定していたのにもかかわらず、実際には業務遂行の支障になるという理由からネット接続などに関する運用規定を無視していたことが問題とされております。また、漏えいが発覚しても組織全体で情報を共有し、漏洩の拡大を防ぐための措置も講じられませんでした。漏洩が発覚したら早急に組織全体で情報共有できる連絡体制、また被害を最小化するための迅速な意思決定を行う体制の構築が必要です。

第3として、各地方公共団体の職場環境の整備です。過去に発生しております個人情報の漏えい事件では、外部からの不正アクセスよりも内部関係者によるものの事件も多く発生しております。職場環境の整備も非常に大切であると思います。

第4として、各地方公共団体が独自に行う住民サービスにおけるマイナンバー法の利活用の検討です。住民ニーズにきめ細やかに、かつ公平に対応するために、マイナンバーは極めて有用です。

2015年（平成27年）のマイナンバー法改正では、預金口座へのマイナンバーの付番、医療分

野での利用範囲の拡充に加えて、雇用、障害者福祉分野などでの利用など、地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充が図られております。そこでは地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合にも、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能になっております。同改正を踏まえて、個人情報保護、セキュリティーを確保しつつ、マイナンバーの利活用を検討すべきであります。

2015年（平成27年）9月の茨城県内での大雨災害での被災市役所が、個人情報保護上の懸念から被災者情報の公表を躊躇したことが批判されました。これまで地方公共団体は、個人情報の漏えいを過剰に懸念し、本来個人情報を利用すべき状況にあっても利用してこなかったのが現状です。これは、極めて問題のある対応であり、個人情報の利用によって実現される公益が個人情報保護を上回ると判断したならば積極的に用いるべきと思います。

町民に対する行政サービスの充実を図るために、地域住民のニーズを見極めてマイナンバーカード（個人番号カード）の活用のあり方や個人情報保護条例の継続的な見直しと条例を踏まえた現場マニュアル類の整備も必要不可欠と考えますが、町長はどのようにお考えですか、町長に質問をいたします。

2番目に、上里町の水道事業について、町長に質問をさせていただきます。

平成26年度の決算報告によりますと、石綿管布設替え工事は、平成20年からの10カ年計画の7年目ということで、26年度末までに9,151メートルで、全体の68.65%が終了しているとのこと。有収率は74.3%と、前年度より0.54%下回りました。有収率が毎年低下していることは大変重大です。この原因は、40年以上経過している老朽管が40.5%を占めていて、特に継手部分の漏水が多いとのこと。解決策として、担当課では26年度も漏水調査を30キロメートル、351万円をかけて行っていますが、今後は夜間に地下式消火栓にメーター器を設置して、水の流れをキャッチするなどして漏水地域を限定する方法を工夫し、漏水対策を強化したいとのこと。

上里町の簡易水道事業は、公営簡易水道（西部、南部、北部）の3カ所と13の組合経営の合計16カ所が統合しました。当時の計画給水人口は2万8,000人、1日最大給水量1万4,000立方メートル、1人1日最大給水量500リットル、配水管延長24キロメートルの水道施設となりました。当時の簡易水道組合の配水管は、民地の屋敷内や畑などに布設されていたのが現状です。現在、これらの配水管は老朽管になっており、漏水の原因にもなっていて、有収率低下を招いているようです。

平成21年度から平成26年度まで、過去6年度間の無収水量、いわゆる漏水量と有収率・無収水量率、いわゆる漏水率とこれらに係る費用は次のとおりです。

平成21年度においては次のとおりであります。配水量から有収水量を差し引いた無収水量

(漏水量)は98万9,337立方メートルでした。有収率80.20%、無収水量率(漏水率)は19.80%、有収率は前年度を0.24%下回りました。漏水や公益目的に利用される無収水量(漏水)等に係る想定費用は、直接的費用として主に取水配水のモーター稼働、配電設備に係る電気代、消毒に使用する次亜塩素酸ナトリウムの注入費と考えられ、無収水量(漏水等)に係る費用は、平成21年度は507万5,299円でした。

平成22年度においては次のとおりです。無収水量(漏水量)は100万8,693立方メートルでした。有収率80.39%、無収水量率(漏水率)は19.61%、有収率は前年度を0.19%上回りました。無収水量(漏水)等に係る費用は、524万5,204円でした。

平成23年度においては次のとおりです。無収水量(漏水量)は105万7,681立方メートルでした。有収率79.41%、無収水量率(漏水率)は20.59%、有収率は前年度を0.98%下回りました。無収水量(漏水)等に係る費用は、589万1,283円でした。

平成24年度においては次のとおりです。無収水量(漏水量)は111万4,790立方メートルでした。有収率78.52%、無収水量率(漏水率)は21.48%、有収率は前年度を0.89%下回りました。無収水量(漏水)等に係る費用は、739万1,058円でした。

平成25年度においては次のとおりです。無収水量(漏水量)は134万3,464立方メートルでした。有収率74.90%、無収水量率(漏水率)は25.10%、有収率は前年度を3.62%下回りました。無収水量(漏水)等に係る費用は、974万114円でした。

平成26年度においては次のとおりです。無収水量(漏水量)は129万7,521立方メートルでした。有収率74.36%、無収水量率(漏水率)は25.64%、有収率は前年度を0.54%下回りました。無収水量(漏水)等に係る費用は、990万85円でした。

平成21年度から平成26年度まで、過去6年度間の無収水量(漏水等)に係る費用は4,324万3,043円でした。

安定的な水の供給のために、経営状況を勘案しながら老朽管の改修工事を第一優先に掲げて進めてほしいとは考えておりますが、過去6年度間の無収水量(漏水等)に係る費用は4,324万3,043円、既に費用がかかっておりますし、今後も無収水量(漏水等)に係る費用は増え続ける可能性があると思われまますので、現在も無収水量(漏水等)の場所を特定するための努力をされておりますが、今後は計画的に選択と集中の考え方により、予算も必要としますが、早急な漏水対策を実施すべきではないでしょうか。町長は、どのようなお考えをお持ちでしょうか。町長に質問をいたします。

次に、3番目としまして、上里町の交通安全対策についての質問ですが、私は平成27年9月議会で上里町の交通安全対策について質問をさせていただきました。上里スマートインターチェンジが開通する前でした。その後、同年の12月20日に上里スマートインターチェンジが開通

しました。NEXCO東日本では、このスマートインターチェンジの乗降車両を1日4,000台を見込んでおりますが、現状では乗降車両は1日当たり何台くらいでしょうか、町長に質問をいたします。

平成27年9月議会で、私の質問に対して町長は次のように答弁されました。基本のアクセスルートに車両を流し、生活道路に通過交通が流れ込まないように計画しました。具体的には、国道17号からは、カインズホーム上里本庄店交差点から県道上里鬼石線を南へ進み、関越自動車道の側道から県道児玉新町線を北に進み、アクセス町道に誘導するとのことです。国道254号線からは各県道を経由して三町交差点から県道児玉新町線を北に進み、アクセス町道に誘導するというのですが、逆に上里スマートインターチェンジから国道17号と国道254号へ向かうときは、これらの道路を逆に走る形でよろしいのでしょうか。

上里スマートインターチェンジ開通後は、当初計画の基本アクセスルートに車両を流し、生活道路に通過交通が流れ込まないようにという計画は守られているのでしょうか。町長に質問をいたします。

上里スマートインターチェンジ開通の約1カ月前の平成27年11月13日に、「カンターレ」という洋菓子店がオープンしました。この洋菓子店には、上里スマートインターチェンジや県道などを利用して大型バスなどが多く利用するようになっております。当初計画の基本のアクセスルートを車両が通行されているのか大変心配をしております。

上里町内の大型車両の進入禁止道路と通行可能な道路について、またこれらの道路に関して案内標識、予告標識などを含めて適切に設置されているのでしょうか。町長に質問をいたします。

以上でとりあえず質問を終わります。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 植原議員の御質問に順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1番の上里町のマイナンバー制度についてのうち、①の町民の通知カード受け取り状況並びに個人番号カード交付希望者の状況及びマイナンバーカード（個人番号カード）の取得状況についてでございます。

上里町におきましては、昨年11月から12月にかけて、町内全世帯の世帯主宛てに個人番号通知カードの郵送が行われました。郵送方法といたしましては、転送不要及び簡易書留扱いであったため、転居してしまったり留守であったりした場合には配達できず、郵便局において1週間のとめ置き期間を経過した後に、約1,200通が町に返戻されてまいりました。その後、受け

取りのお願いをする通知を送付するなどした結果、900通ほどをお渡しすることができましたが、現在でも300通ほどが町民福祉課において保管されております。

国からの通達では、返戻されてから概ね3カ月の保管の後に廃棄が可能となっておりますが、より多くの方に個人番号通知をお届けできるように、今後も努力してまいりたいと考えております。

次に、上里町におけるマイナンバーカード（個人番号カード）に関しましてですが、交付希望者の状況といたしましては、2月24日現在では町民の約6%に当たる1,948名ほどの方がJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に交付の申請をされておるところでございます。申請された方のマイナンバーカード（個人番号カード）は、J-LISにより作成された後、本年1月より順次町に送付されております。

町では、交付前に必要な各種処理や確認作業を行った後、2月12日より町民福祉課専用窓口において交付を開始し、2月24日現在では109枚のマイナンバーカードが申請者にお渡しできておるところでございます。

また、マイナンバーカードの交付に際しましては、予約制を導入し、待ち時間の軽減や、混乱を防止する措置をとらせていただくとともに、顔認証システムの利用や、本人確認書類の提示をお願いするなど、厳格な本人確認を行い、誤りのない交付を心がけているところでございます。

次に、マイナンバーに関する個人情報保護についてでございます。

かねてより、町としましては個人情報の流出は決して起こしてはならないとの認識に立ち、対策を講じてまいりましたが、マイナンバー制度の導入に際し、さらなる対策の強化の必要性を感じているところでございます。

議員お話しのとおり、マイナンバー制度は、番号法や個人情報保護委員会のガイドライン等による厳格な規制による制度面と、情報の分散管理や高度なセキュリティー対策によるシステム面の安全対策を講じておるところでございます。これらは制度を設計した国の安全対策であります。これに加え、町といたしましても個人情報保護の対策を強化をいたしておるところでございます。

ハード面の対策といたしましては、個人番号利用事務に使用する端末は、番号法に掲げられた個人番号利用事務に限定し、厳格な利用権限の制御設定をしました。その上で、あらかじめ権限を付与された職員のみがアクセスできる状態とするため、IDとパスワードにあわせて静脈による認証をする2要素認証を開始しておるところでございます。

今後は、個人情報流出の原因となり得るUSBメモリ等の記録媒体の使用禁止設定を強化するほか、マイナンバーを取り扱う端末は、物理的にインターネット回線を分離し、インターネ

ットに一切接続できない状態とすることで個人情報の漏えいを徹底して防いでまいりたいと思っております。

次に、ソフト面の対策といたしましては、情報セキュリティポリシーの見直しを行い、ウイルス攻撃や情報漏洩等が発生した際に即時対応できる体制や、激甚災害などによる住民情報の消失や流出を防ぎ、住民サービスを継続的に実施する計画などを整備してまいりたいと思います。

一般的に、個人情報とは氏名、住所、生年月日などの個人を特定できる情報を含む情報のことですが、この個人情報にマイナンバーが含まれることによって、単なる個人情報ではなく、特定個人情報という情報に変化します。特定個人情報は、マイナンバーによる名寄せを行われるというリスクがあることから、個人情報保護法よりも厳しい保護措置や罰則規定を番号法により上乗せしています。

町といたしましては、マイナンバーを利用する職員はもちろん、利用しない職員にもマイナンバー制度と個人情報保護に係る研修を定期的実施し、さらには住民や事業者への制度周知を行い、マイナンバーが正しく安全に利用されることを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、③の町民に対する行政サービスの充実を図るためのマイナンバーカード（個人番号カード）の活用のあり方や現場マニュアル類の整備についてでございます。

初めに、マイナンバーカードの活用についてお答えを申し上げます。

マイナンバーカードにはＩＣチップが搭載されており、地方自治体が条例で規定することにより、このＩＣチップの空き領域には印鑑登録証カード、図書館利用カード、公共施設予約、各種証明書のコンビニ交付機能など、さまざまなアプリケーションを格納することができます。これらは住民サービスの向上に資することではありますが、アプリケーションソフトウェアの開発やコンビニ事業者への負担金、またそれらに伴う機器整備には莫大な費用負担が見込まれておるところでございます。

町といたしましては、第一に正しく、安全に番号法で規定されている標準的な利用を開始し、マイナンバーカードの普及促進を図りつつ、時期を見てさらなる利活用について検討をしたいと考えております。

続いて、現場マニュアル類の整備についてでございます。

個人情報保護委員会では、マイナンバー制度に向けて地方公共団体が対応すべき安全措置や事務の流れの整理、マニュアル類の整備等の事項をまとめたガイドラインを示しているところでございます。

町では、このガイドラインに従い、特定個人情報の適正な取り扱いに対する組織的な取り組

みを規定した特定個人情報の取り扱い基本方針と、個人番号利用事務、特定個人情報の範囲、事務取扱担当者を明確にすることとともに、これらの事務の流れを整理した特定個人情報の取扱規程の策定を進めておるところでございます。この特定個人情報の取扱規程の基礎として、組織的・人的・物理的・技術的安全管理に係る流れを整理し、マニュアルを整備していく予定でございます。

町では、昨年6月に全職員に対してマイナンバー制度の研修会を実施いたしました。また、12月にはマイナンバー制度に係る職員向けマニュアルを作成し、各種委員会委員、委託先個人事業者等のマイナンバーの取り扱いや、窓口でのマイナンバー確認に係る説明会を実施いたしましたところでございます。これにより職員の制度理解を深めるとともに、窓口対応等の統一を図ったところでございます。

また、9月には、町の個人情報保護条例と番号法の整合性をとるため、10月5日の番号法施行に先駆けて個人情報保護条例を改正したところでございます。

今後は、マイナンバー制度担当課を中心として、さらなる現場マニュアル類の整備や職員研修を推進し、全ての職員がマイナンバー制度の理解を深め、組織として統一的な対応ができるよう努めてまいりたいと思います。

また、マイナンバーカードの活用につきましては、交付担当課と制度担当課を中心に引き続き協議し、検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

次に、上里町の水道事業について、①の早急な漏水対策についての御質問にお答えを申し上げます。

水道漏水の原因につきましては、水道管の経年劣化や腐食、また大型車両などの交通量の増加による車両振動の影響など、さまざまな要因から発生しているものと考えております。

有収率におきましては、平成23年度より急激な下降を続けておりましたが、平成26年度実績ではやや下げ止まりの傾向が見られております。

御質問をいただきましたように、無収水量にかかる動力費や消毒費等に必要以上の経費がかかっておりますことは重々認識しており、大変憂慮しているところでございます。このような状況を踏まえまして、今後の漏水対策を思案していかなければならないと考えております。

基本的な漏水対策といたしましては、老朽化した管渠を破棄し、新設することが最も効果的ですが、老朽管はまだ多く埋設されており、全ての老朽管を更新するにはとても長い期間と財政負担を要するところでございます。

そこで、新設工事に関しましては、石綿セメント管や民地管の更新、また過去の漏水発生記録をもとに頻繁に発生している箇所を抽出し、その路線を重点的に更新する本管工事を実施していきたいと思っておるところでございます。

自然漏水に関しましては、従来は町を3ブロックに分けて、各地域を順番に路面音聴でのみ調査をしておりましたが、今後は浄水場の配水区域ごとの有収率の変動を観測しながら低下している区域を集中的に調査していきたいと、このように考えておるところでございます。

業務委託で実施しております漏水調査につきましては、地下式消火栓に流量メーターを設置し、夜間流量の多い地域の絞り込みを行い、その地域内を集中的に路面音聴調査を実施するなど、新たな手法で効率的な発見に努めてまいりたいと思います。また、担当職員につきましても、日常業務の中で漏水量が多いと思われる配水区域を細分化いたしまして、順次目視や音聴調査を行い、漏水の早期発見を行っていきたいと思っております。

さらに、水道本管調査と並行いたしまして、各戸の給水メーターで漏水を探知することができる時間積分式漏水発見器などの利用も検討し、小規模な給水管の漏水も含めた発見につなげていきたいと考えております。

水道は、住民の皆様のご生活や、製造工場などの経済活動の根幹をなすライフラインでありますので、今後とも漏水防止を含めた水道施設維持管理につきましては細心の注意を払い、有収率の向上のため、鋭意努力してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、次に3、上里町の交通安全対策についての上里スマートインターチェンジの乗降車両についてでございます。

議員御質問の上里スマートインターチェンジ乗降車両数でございますが、高速道路会社に確認をいたしましたところ、集計が完了している平成27年12月から1月の平均的な交通量は1,300台程度とのことございまして、多い日では2,000台であり、今後さらに周知がなされれば乗降車両数も伸びるものと期待をしております。

議員のお話にありました1日当たりの計画交通量4,300台でございますが、これは周辺の道路整備などが進んだことを想定しての将来の交通量推計でございます。将来、上里町にさらに多くの方々に快適にお越しをいただくために、引き続き広報や道路整備が必要であるとまずもって認識しており、これらの課題に当たって取り組んでまいる所存でございます。

次に、上里スマートインターチェンジの基本アクセスルートについてでございます。

上里町スマートインターチェンジへの案内ルートは、9月議会で答弁いたしました計画どおり、案内標識を設置してございます。また、国道17号並びに国道254号へは逆ルートとなっておりますところでございます。

開通に当たっては、電子地図データ事業者との調整なども行い、基本アクセスルートがカーナビゲーションの推奨ルートとなるようシステム化されるよう協議などを行ってまいりました。運転者がこの推奨ルートを選択されますと、基本アクセスルートのとおり案内、順路となります。基本アクセスルートの案内に当たって、このようなソフト対策も進めてまいりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、基本アクセスルートについて、産業団地内の店舗利用者など全ての運転者に周知が徹底されているかということに関しましては、まだ課題があるわけでございます。引き続き、民間企業や地元区長の皆さんとも連携し、補助的な標識設置など周知徹底を講じ、地域の円滑な交通と安全の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、③の上里町内の大型車両の進入禁止道路と通行可能な道路についてでございます。

上里町内の大型自動車通行止め道路は12路線あり、距離にして約10キロメートル、舗装道路全体の約3%に値します。

議員御指摘のとおり、大型自動車等通行止め道路に当たっては、当該区間の直前だけでなく、当該道路を回避するために接続する道路へのネットワーク的な予告標識も必要でございまして、標識の設置に当たっては改善を要する箇所などもございます。

誤侵入が想定されるような路線につきましては、より丁寧な案内標識等が設置できないか、本庄警察署とも連携をして対策を講じ、円滑で安全な交通誘導に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 議席番号14番の植原育雄でございます。

町長には御丁寧に御答弁をいただきまして大変ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

最初に、上里町のマイナンバー制度について伺います。

広報かみさと1月号には、マイナンバー制度が始まって一部の手続に変更が生じますという見出しで掲載をされておりました。窓口で申請書に個人番号を記載する場合、個人番号が正しいことの確認と本人であることの確認をするために必要な書類、それから個人番号の取得は任意のため、お持ちでない方の場合などの対応が説明をされておりました。また、マイナンバーカードに関する通知、お手元に届いておりますかという見出しで、カードを受け取った人、カードを受け取っていない人との対応などが記載をされておりました。

一方、国で発行しております政府広報によりますと、公平・公正な社会の実現、それから国民の利便性の向上、行政の効率化と3本柱が掲載をされております。現段階では、マイナンバーは国や自治体にとって非常に都合がよく、極めて重要な制度ですが、一般国民にとっては大きなメリットは実感できないのが現状でございます。国民の利便性の向上、番号制度のメリットを国民が実感するためには、マイナンバーカード（個人番号カード）の普及、さらにはマイナーポータルへの活用が鍵を握っております。国民が利便性を感じ、みずから申請して取得した

いということが非常に必要になってくるわけでございます。

先ほどの町長の答弁では、マイナンバーカード（通知カード）、これ受け取り状況が1,200通返戻、返ってきて、900通ははけて300通は保管をされている。それから、2月24日現在でしょうか、1,948名の交付希望者がいるということで、そのうち2月現在109枚のマイナンバーカードが取得されていると、そんなような答弁がありました。

マイナンバー制度につきましては、これからが本番になろうと思います。今現在では、何度も繰り返して申し上げますが、国、地方自治体の都合のよいことばかりであって、実際はこれは国民にマイナンバーカードが普及しない限りは国民の利便性はないと言っても過言ではないわけでありまして。そういった関係で、広報かみさと、あるいはホームページ、マイナンバーカード、個人番号のことについて詳しく載せて住民に理解を求められるような、そういう体制を作っていただきたいと思いますと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） このマイナンバー制度につきましては、非常に理解しがたい、そういう部分もあるわけでございますけれども、今後とも広報等で周知をしていただきまして、住民にメリットがあるような、マイナンバーを受ければ必ず住民におかれましてもメリットもあるわけでございます。そういうところを住民の皆さんに理解していただけるように広報で細かな説明をしていきたいと。そして、住民に周知をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） ありがとうございます。

マイナンバーカード（個人番号カード）の活用のあり方、それにつきましては標準的な利用をしていきたい。現状においてだと思いますが、それから現場マニュアル類を整備したい。職員に対しても研修を行っていきたい。非常にありがたいことだと思っております。是非、このマイナンバーカードが費用対効果の面から考えても実際に役立つような、紛失した場合にはちよっと危険性もありますけれども、やはりこれは始めた以上は国民にとっても利便性の高いこの制度となりますようお願いをしたいと思います。

それから、上里町の水道事業について、町長に再質問をいたします。

町長の答弁におきましては、老朽化した管を取り替えるには莫大な費用がかかる。地域を限定して対応していきたい。そういうことが答弁されたわけでありましてけれども、実際に過去6年度間の漏水に係る費用、これは漏水しなければかからなかった費用ということに、逆に考え

るとそういうことになると思います。4,324万円ほどの経費がかかっているわけでありまして。今後も多分これから先5,000万円、6,000万円というふうにこの経費がかかっていくように私はなると考えております。そういった関係で、なるべく早くこの漏水対策をしていただけるように、町長の考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 漏水対策につきましては、今日までもいろいろな手立てでやってきたところでございます。ご承知のとおり、13組合が合併してそういった簡易水道組合がやはり道路でなくて屋敷の中へ管が通っている。それとも、その上に家を造ってしまっている。そういう中で漏水しているところがあるということで、非常に今日まで一生懸命やってきましたけれども、発見できない、そういう場所があるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、漏水する箇所がある程度目安ができましたら、そういうところを集中してやっていきたいと、このように考えておるところでございます。漏水した部分の経費につきましては、いろいろ議員もおっしゃってございましたけれども、この経費につきましては電気料と消毒費を合わせた費用でございますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 次に、上里町の交通安全対策について、町長に再質問をいたします。

上里スマートインターチェンジの開通後の当初計画、基本のアクセスルートに車両を流し、生活道路に通過交通が流れ込まないようにという計画でありますけれども、これが守られているのかどうかについての関連質問であります。

実際、この間聞いた話なんですけれども、散歩していた人が実際に他県のナンバーの車等のドライバーから国道17号や国道254号線に行くにはどのように行ったらよいのか尋ねられたということがございます。誘導する道路案内標識がちょっと小さくて見にくいのではないかと、いうことがあるかと思いますが、町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 案内標識板につきましてはいろいろな意見を今いただいております。スマートインターの中へ入ってからそういった看板のこともいろいろ言われておるわけでございますけれども、県外からいらっしゃる皆様方がよく理解をできない、よく標識が読めない、そういったこともあるわけでございますので、そういった住民の声を聞きながら町とい

たしましても精査をしながら、また看板の建て替え等も検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 私も基本のアクセスルートを走ってみました。上里スマートインターチェンジをおりて国道17号へ向かう際の関越自動車道の側道を走ってみますと、特に上里中学校のところの交差点の付近でありますけれども、国道17号への誘導する案内標識が設置されておられません。普通車はあそこを左折すると思います。大型車両は、町道125号線は大型車両の進入禁止道路となっておりますので、あそこは直進するしかありませんが、この上里中学校のところの交差点付近に国道17号へ向かうための直進する案内標識が必要ではないかと思っておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 確かに、植原議員がそう言って実際のルートを走ってみたということでございます。それらについて不備があれば今後検討していきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 上里スマートインターチェンジを降りて国道17号へ向かうときでありますけれども、「カンターレ」の北側を通過して勅使河原の原地内の迂回道路が今回新設をされておりますけれども、町道藤木戸勝場線、ここは大型車両が通行可能な道路ということであります。原地内の道路は、御存知のとおり非常に狭くて、普通車がすれ違うのも大変な状況であります。ちなみに、国道17号から入ってきて原地内の狭い道路に入る前に、ETC専用上里SAの看板の下にこの下幅員狭しというような案内標識が設置されております。スマートインターチェンジを降りて左折し、藤木戸勝場線を通って国道17号線に向かう車両をなくすため、あるいは減少するために、適切な場所に左折、幅員狭しというような案内標識が必要ではないかと思っておりますが、町長はどう思われますか、質問をいたします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） あの勝場藤木戸線については、大型道路は通れないわけでございます。幅員が狭しという……

〔発言する声あり〕

○町長（関根孝道君） 大型車両は、あそこは、勝場藤木戸線は通れないわけです。ですから、「カンターレ」のほうから出てくると直進して……。違う、側道へここに出てくるんですよ。

〔発言する声あり〕

○町長（関根孝道君） 規制はかかっておりませんが……

〔発言する声あり〕

○町長（関根孝道君） 規制はかかっていないそうです。規制はかかっていないけれども、物理的に狭いから通れないということでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 規制はかかっていないけれども、通れないということは、やはりそこは幅員狭しというような案内看板が事前なところに必要ではないかなと、私はそう思っております。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 議員がおっしゃられるように、幅員狭しということで、わかりやすい看板を立てていく必要があると思いますけれども、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） それから、平成27年9月議会で古新田四ツ谷線の交通安全対策について質問をしました。町長は、古新田四ツ谷線の大型車両進入禁止の廃止が埼玉県公安委員会によって決定されたと答弁がありました。私は、古新田のアイデン設備のところの信号から県道上里鬼石線との交差点までが大型車両の通行が可能になったのかと思っておりましたが、町の担当課に確認したところ、その先の四ツ谷のT字路、町道125号線までが大型車両の通行が可能ということでした。しかし、町道125号線は大型車両進入禁止道路であります。現況において古新田四ツ谷線と県道上里鬼石線との交差点付近に、この先の町道125号線は大型車両進入禁止道路です、迂回してくださいというような案内標識が必要ではないでしょうか。町長に質問をいたします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 古新田四ツ谷線につきましては、御指摘のとおり、あそこは進入禁止になっておるわけでございます。あそこは間違っって入ってくる車もあるわけでございますので、是非標識などを立てられるように警察署と協議を行ってまいりたいと、このように考えており

ます。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） それから、上里町役場庁舎の北側の道路であります。上里鬼石線の日産化学付近の交差点から役場庁舎に向かう道路、町道226号線についてでありますけれども、この道路は将来的には西へ延伸して上里スマートインターチェンジの取り付け道路と接続すべき道路と考えておりますが、現状におきましてはこの道路は大型車両が通行可能な道路ということです。町道226号線を西に向かって走ってきた大型車両は、T字路で、接続している町道125号線は大型車両進入禁止道路ですから、町道125号線には入れないことになると思います。やはり、そこで町道226号線に入る手前、日産化学の交差点付近にこの先の町道125号線は大型車両進入禁止道路ですので迂回してくださいというような案内標識が必要ではないかと思っておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今、植原議員がおっしゃっているのは三田久保原線の道路であると思っておりますけれども、四ツ谷線と同じようにあそこも大型があそこから進入禁止となっておりますのでございますので、右折案内板を警察と協議しながら作っていきたい。そして、わかりやすくここへ進入してこないような看板を付けさせていただければと、このように考えているわけでございますけれども、警察と一緒に協議をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） それから、ワープ上里に行くときに大型車両はどんなふうに行けばよいのでしょうかということであります。町道125号線は、大型車両進入禁止道路であります。県道児玉新町線から町道116号線堀込道路に入って東に進んで町道106号線との交差点を右折してワープ上里に出入りする方法はありますけれども、町道116号線堀込道路に入る際の交差点と町道116号線堀込道路と町道106号線との交差点は非常に狭くて、大型車両が右左折するのは大変困難となります。大型車両進入禁止道路にしなければならなかったときの理由等も精査する必要はあると思っておりますけれども、現状に合った道路交通形態にすべきではないでしょうか。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 原則的にはワープ上里へ入れる大型車両というのは禁止をされておる

わけでございますけれども、特に用事のあるときは警察の許可を得てルートを設定して、そして大型車も入るということになるわけでございますので、警察の許可が必要でございます。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） それから、上里中学校に通じる町道125号線、それから上里北中学校に通ずる町道106号線、ここも大型車両進入禁止道路ということであります。部活動等で大型バスを利用することもあると思います。これらのところも警察の許可証をもらえばそれでいいんでしょうけれども、そこら辺のところも現実的にやはりそこら辺のところも大型車両が通行できるような、そういう道路形態に変えたほうがいいんじゃないかなと思います。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 警察等の交通規制基準がありまして、該当する道路におかれましては児童・幼児通学路を含め、6項目あるわけでございます。現在規制されている小・中学校周辺道路は、これが適用されておるわけでございます。本庄警察署に確認いたしましたところ、解除するには道路拡幅に伴う道路整備などが改築されている必要があることでございます。

なお、各学校へ観光バスなどが利用する場合は、そのほか通行する必要がある場合は、本庄警察署による通行許可証、先ほど申し上げましたように通行許可証が必要であると、このように言われておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 以上で一般質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤 裕君） 14番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

---

午後3時43分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

通告に基づき一般質問を行います。

今回の質問は、子育て支援について、介護保険の現状についての2本です。

アベノミクスの新3本の矢として、GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロを打ち出しています。目指す方向はよいのですが、その具体策としては不安な点が多々ありますので、今回この質問をさせていただきます。

1、子育て支援、①少子化・出生率低下についての見解と課題について。

国は、現在我が国において人口減少が急激に進みつつあり、これにより経済規模の縮小だけでなく、地域社会のさまざまな基盤の維持が困難になると考えられ、この人口減少に歯止めをかけるために、まち・ひと・しごと創生法に基づき、2060年を目標とする長期ビジョンと2019年度を目標とする総合戦略を定めると同時に、15年度中に各自治体にも地方版総合戦略の策定を求めたことから、町もまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行いました。しかし、新たな計画を策定するに当たり、なぜ少子化、出生率低下が止まらないのか、その理由を深く議論しなければ、結局は本来の目的である人口減少に歯止めをかけることはできないと考えます。

少子化問題は1970年代から続いていることであり、2005年の出生率は1.26まで落ち込みました。2012年には1.41まで回復していますが、人口が維持できる出生率は2.08と言われています。しかし、出生率は低下し続けてきましたし、以前から女性が生涯に持ちたいと考える理想の子どもの数と実際持つ子どもの数との乖離がありました。上里町の町づくりアンケート調査でも、将来的に何人の子どもを持つと考えていますかの設問に対し、2人が20代では72.4%、3人が12.6%、全体でも2人が43.1%、3人が20.7%で、約64%が2人、3人を希望しているなど、改めてそのことが示されていると思います。また、結婚していない理由として、経済的余裕がないと答えた方が全体で24%、男性では37.6%でした。

私は、日本社会に蔓延している不安定雇用や低賃金など、若者の置かれている状況が結婚し、出産する生活状況にないことが大きな原因だと考えます。こうした問題は、地方自治体の努力だけでは解決できない問題だと考えます。町長は、少子化、出生率低下について、どのような見解をお持ちですか。また、少子化、出生率低下を解決するための課題について、どのように考えておられますか、お聞きいたします。

②将来展望人口の設定と町の総合戦略における子育てしやすい環境の整備について。

町は、将来人口を2015年3万350人、2020年3万1,022人、2030年2万9,975人、2040年2万9,975人、2060年2万6,632人と設定しました。合計特殊出生率は、2020年から2025年は現状の1.05から1.8の中間値になるように設定し、2030年以降、国民希望出生率の1.8とし、社会移動でも転入超過を見込むなど、国立社会保障人口問題研究所や日本創生会議の人口推計と比べ、

人口減少を大幅に少なく設定しています。

町が将来人口目標を高く掲げ、子育てしやすい環境整備に力を入れようという考えには賛成ですが、課題は町が計画した子育て支援策が子どもを産みたいと希望する世代や現在子育て中の世代の希望とマッチしているかどうかなのだと思います。子育て世代は、子どもにかかる負担の軽減を強く求めています。町長は、町の総合戦略における子育て支援策の目玉として何を考えておられるのかお聞きいたします。

③保育料の算定変更による保護者負担の影響と第1子、2子、3子の実態と保育料の負担軽減についてお聞きします。

子育て支援新制度により、保育料の算定が所得税額から市町村民税に応じた算定に変更したことや、年少扶養控除のみなし適用の廃止によって、今年度の保育料が増額になっているのではないかと思います。まず、その影響についてお聞きしたいと思います。

また、新年度から、国は多子世帯、ひとり親世帯への保育料負担軽減に109億円を充てています。今年度から第3子については無料が実施されてきましたが、第2子の半額減免に対しても早急に第1子が就学しても適用していただきたいと思います。

町は、総合戦略予算の先々が見通せないことや、今回の予算についても給付事業は認めないなどの国の縛りがあることから、町単独では経費がかかり過ぎるとして取り組みをためらっているようですが、第2子があつての第3子ですので、本来希望する子どもの数、2人は産み育てられる手立てを早い段階で実現することが必要だと思います。現在、保育所利用者の第1子、第2子、第3子は何世帯であるのか、また2人目を半額にした場合の必要経費についてお聞きしたいと思います。

④放課後保育の東小地域の待機児童解消と保護者負担の公私格差解消について。

上里町の放課後保育の受け皿は、公立5館、民間3カ所と充実しており、定員365名に対し、昨年の実績では入所希望者は280名と余裕があるのですが、実際は東小学校地域において51名の待機児童が発生しています。今年度も入所決定が決まったと思いますので、現状についてまずお聞きしたいと思います。

放課後保育事業は、子育て支援法がスタートする中で新しい補助制度も示されてきています。土地等の賃貸補助、事務補助など、利用できる補助も生かしながら、不足している東小地域に空き家を改修して放課後保育または民間の保育所が決定したようですので、保育所と併設しての放課後保育ができないか相談するなど、保育に欠ける状況があるにもかかわらず地域によってサービスを受けられない現状を早急に解消する必要があると思います。

また、長年の課題ですが、埼玉県では公設民営が8割という中で、民設民営で頑張っている民間3学童においても現在月3万円の家賃補助を引き上げて保護者負担の公費格差をなくして

負担の軽減を図ることについての考えをお聞きしたいというふうに思います。

2、介護保険の現状、①新しい介護予防・日常生活支援総合事業の状況について。

2014年6月制定の医療介護総合法により、各自治体は新総合事業を2017年4月までに実施しなくてはなりません。2015年度内には約200自治体が参入の予定ですが、全国的に実施が困難な状況にあるようです。

こうした中、町はこの3月から5カ所の事業所において緩和した基準のサービスが開始されるようです。緩和した基準の内容は事業所にお任せなのでしょうか、あるいは一定の基準を設けているのでしょうか、お聞きいたします。

また、ボランティアの登録状況と、2017年4月の本格的な実施に当たっての課題について伺いたいと思います。

②要支援1・2認定者のサービス内容等の変化について。

3月から緩和した基準のデイサービスが開始されることで、資格を持たないボランティアに頼ったサービスが行われることとなります。通所施設全体では、現行のサービスと緩和したサービスの受け入れの割合はどうか。要支援1・2認定者のうちの何割が緩和したサービスに移行する予定なのかお聞きいたします。

また、3月広報には、御本人の意向を伺った上でケアマネジャーや地域包括支援センターの職員と相談しながら決めていきますとありました。要支援認定者が現行の通所サービス相当を希望した場合は、今までどおり利用でき、2017年4月以降も要支援認定者や家族の意向が尊重され、調整されることはないのでしょうか、お聞きいたします。

③施設サービス費用の変更及び所得による利用料の2割負担の導入などの利用者負担の影響について。

第6期介護保険制度改定では2つの負担増が行われました。住民税非課税の低所得者を対象とする補足給付の縮小と、合計所得金額が160万円以上の人を対象に、利用料の負担が1割から2割に上がりました。認定者の負担増の実態について、現状を伺いたいと思います。

④施設入所待機の実態について。

国では2018年度第7期の介護保険制度改定に向けた議論が厚生労働省の審議会で開始されています。増え続ける介護費を抑えるため、要支援1・2に続いて要介護1・2認定者も介護保険給付から外して自治体の事業へ移行する案が出ていることは大変な問題です。予防を重視して重くならないようにする方向から、中・重度者のみを対象にする方向へと向かっています。既に施設利用については今年度から介護度3以上となっている中で、施設入所退去者の実態と最長の待機期間についてお聞きしたいと思います。

また、新総合事業のもとで介護度3未満の入所申し込み状況と特別な事情による入所決定に

ついてお聞きし、1回目の質問といたします。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 沓澤幸子議員の質問に順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、1番の子育て支援についての①少子化・出生率低下についての見解と課題についてでございます。

日本全体の少子化、出生率低下の原因につきましてはさまざまな意見がございますが、先進国に共通して言える仕事と家庭の両立が難しくなっていることがあると思っておるところでございます。誰もが働くというのはいいことではあります、親が家庭に関わる時間が減り、ワークライフバランスが崩れてしまっていると言えるわけでございます。また、社会が高学歴化し、子どもが一人前になるまでに要する費用も増加している、共働き世帯が増え、長時間労働も一般化しております。反面、雇用は不安定であり、希望を持たずに経済的な不安が増加することとともに、核家族化による祖父母等の協力が得られないというのも増えておるところでございます。このような経済的・社会的要因が絡んだ悪循環が続いてきたことが、この現状を生み出していると思っております。

このような全国的に進展している少子化は、かねてより地方の衰退を招くものとして、早急に解決すべきテーマとして議論をされてまいったところでございます。これまでも、国もそれを打破すべく少子化対策を進めてきたものの、その現状を見ますと、少子化の大きな流れに歯止めをかけるのには弱かったと言えます。

この少子化問題が地方行政の課題としてよりクローズアップされるきっかけとなったのは、日本創生会議による消滅可能性都市の発表に端を発した地方創生の動きであります。

地方創生の取り組みは、各自治体が知恵を出し、創意工夫を生かした施策を実施することであり、地域の実情に応じた課題解決のためには効果があるものと考えております。

一方で、地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界であることも事実であり、いたずらに地域間の競争を招かないためにも、国の責務で行うべき施策もあるものではないかと考えておるところでございます。

特に、少子化対策は我が国におかれる喫緊の国家的課題であることから、国の責任において教育、社会保障から税制まで、少子化対策に係る制度を抜本的に見直すことが必要であり、子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減の程度が自治体の財政力によって差異が生じることは好ましくないと感じておるところでございます。

国においては、平成28年度の政策として、所得が少ない多子世帯を対象にした第3子以降の

保育料の一律無償化や、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当の拡充を実施するなど、少しずつではありますが、子育て世帯への支援に力を入れたことは評価できるものであると思います。

今後、町といたしましても、国に対して子育て支援策や財政措置の要望を行うとともに、町としての状況に応じた子育て支援策を講じ、結婚、出産、子育ての希望がかなえられる社会を実現していきたいと考えておるところでございます。

次に、将来展望人口の設定と、町の総合戦略における子育てしやすい環境の整備についてでございます。

町では総合戦略の策定に当たり、その基礎資料となる人口ビジョンを策定し、本町における人口の現状分析とともに、人口の将来展望を示しました。この中で、一定程度の転入超過を維持するとともに、合計特殊出生率の改善を目指し、平成42年度においては約3万人、平成72年度におきましては約2万6,600人の人口を維持することを目標といたしたところでございます。特に、合計特殊出生率につきましては、過去最低を記録した昨年26年の1.05から、総合戦略の計画最終年度である平成31年度においては1.25まで回復させることを目標に掲げておるところでございます。その後も毎年0.05ポイントずつの改善を図り、平成42年度においては政府が国民希望出生率として設定した1.80まで改善をさせたいと考えておるところでございます。

アンケートによれば、若い世代が子どもを持たない理由として、経済的理由や心理的・肉体的負担、施設の不足などを挙げております。これらの状況を改善し、希望を持って子育てができるよう、町の総合戦略においても子育てしやすい環境整備に力を入れているところでございます。

町では「こむぎっち子育てサポート」として、10件の具体的なサポート事業を実施しております。その中で、乳児のおむつ購入費補助や多子世帯の保育料軽減事業、子ども医療費無料化など、子育て世帯に直接的に家計の負担軽減を実感していただける事業を行ってまいりたいと思います。

子育ての環境整備事業といたしましては、新たな民間保育所の誘致を行い、働きながら子育てができる環境を整えてまいりたいと思います。

また、おむつ交換台やベビーチェアを整備した商業施設への助成事業、親子で遊べる公園整備事業など、子育て支援の町を推進してまいりたいと思います。

さらに、子どもを持つことの尊さを伝える講座や講演会、父親と子どもで参加できる料理教室、子どもの発達に関する相談事業や巡回支援、子育て情報の発信強化など、ソフト事業にも力を入れてまいりたいと思います。

子育て関連事業におきましては、平成31年度の目標値を定める重要業績評価指標KPIでは、出生数を現状維持の214人としております。これは、合計特殊出生率を1.25まで回復させるた

めの必要な数値目標でございます。各事業においても、それぞれ指標を設け、検証をして適時見直しを行い、目標が達成できるよう努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、③の保育料の算定変更による保護者負担の影響と第1子、2子、3子の実態と保育料の負担軽減についてでございます。

平成27年度よりスタートした子ども・子育て支援新制度による保育料の算定方法が変更となりました。従来は、原則として世帯の所得税額を基準とした保育料を算定してまいりましたが、新制度では世帯の住民税所得割課税額を基準として算定しております。

保育料は、国が定める基準額を限度として自治体が定めることになっていますが、改定に当たってはできるだけ負担増にならないよう、また従前の保育料と比べて偏りがないようにしております。さらに、各世帯が公平に負担していただけるよう、従前の18に区分してありました階層区分を21の細分化をいたしたところでございます。

また、従来は扶養している子どもの数に応じた額を課税所得から控除した上で算定していましたが、新制度ではその適用がなくなることによる影響を考慮し、上里町では影響額を最大でも月額1万円の範囲内におさめるよう全体で調整をしております。

その結果、保育料の調定額は、平成26年度と比べて約500万円減額となる見込みとしており、人数、所得に違いがあるものの、1人当たり年平均6,000円程度の負担減となっております。

保育料につきましては、できる限り負担軽減を図れるよう、将来を見据えた財政運営を踏まえ改正したところでございますが、御理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、第1子、2子、3子の状況につきましてお答えを申し上げます。

保育所に入所している家庭のみの状況となりますが、全体の614世帯のうち、子ども1人の世帯の数が189世帯で全体の31%、2人の世帯の数は294世帯で約48%、3人以上の世帯の数は131世帯で約21パーセントとなっております。

以上のように、軽減対象児童を第2子に拡大いたしますと、対象児童が大幅に増えることから、より多くの財源が必要となってまいります。

今年度、町では国の地方創生交付金を活用し、第3子以降の児童を対象に保育料無料化を実施しております。この事業は来年度以降も継続する予定としていますが、来年度以降につきましては、地方創生交付金は給付事業には活用できないとしております。

このため、町といたしましては、軽減対象児童の拡大については財政状況などを踏まえ、子育て全体の支援のあり方の中で慎重に検討する必要があると考えております。

子どもを3人以上持ちたい希望のある夫婦にとっては、子育てや教育への経済的負担が大き

な壁となっているのは事実でございます。保育料のさらなる負担軽減につきましては、国において幼児保育・教育の無償化等について検討が進められているようでございます。

また、平成28年度以降は、年収約360万円未満の人のひとり親世帯については第2子が無償とする国の方針でございます。今後必要があれば、少子化対策に向けたさらなる支援を国や県に要望していきたいと考えておるところでございます。

次に、④放課後児童保育の東小地域の待機児童解消と保護者負担の公私格差解消についての御質問でございます。

児童館で実施している放課後児童クラブは、利用希望の児童が多く、特に東児童館では慢性的な待機児童の問題について、解決していかなければならない大きな課題であると受けとめております。平成26年度に東児童館の児童クラブ定員を65名に増員しましたが、面積要件により、定員をこれ以上増員することは不可能な状況でございます。

民間の児童クラブの中には、学区外利用者に対して学校まで送迎を行うクラブもあると聞いております。公立クラブでの送迎につきましては、その実施方法についてだけではなく、児童クラブのあり方や入所判定にもかかわる内容だと考えておりますので、総合的に検討しなければならないと考えております。

町としては、抜本的な解消として、平成29年度に東小学校地区に民間クラブを1園開園させる協議を行っており、待機児童解消に向けて努力していきたいと考えております。

続いて、保護者負担の公私格差の解消についてでございますが、現在、公立児童クラブの保育料は最大で5,000円、民間児童クラブの保育料は7,500円になっております。平成27年度埼玉県放課後児童クラブの整備及び運営状況調査によりますと、県内の平均保育料は7,304円となっております。

放課後児童をめぐる状況も変わる中、放課後児童クラブのあり方、保育料の額や民間施設の運営費について改めて検討し、公立児童クラブと民間児童クラブが共存できる環境づくりを整えていきたいと努力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、沓澤議員のお尋ねの中で、放課後児童クラブの入所選考の現状についてお聞きをいただいたところでございますけれども、七本木児童館におかれましては、募集人員が40名のところ、今38名であるようでございます。東児童館につきましては、65名の中で申請者が85名おるようでございまして、保留数が19名となっておるところでございます。長幡児童館におかれましても、募集人員40名のところ申請数が52名で、12名の保留数があるわけでございます。神保原児童館におかれましては、40名募集の中で申請者が54名で、14名の保留数があるわけでございます。嘉美児童館におかれましては、60名の中で申請数が49名ということで、これは満ちておるわけでございます。全体合計しますと、245名募集の中で278名申請数があるわけござい

ますけれども、全体では45名が保留となっておるところでございます。

次に、2番の介護保険の現状についてのお尋ねのうち、①の新しい介護予防・日常生活支援総合事業の状況についてでございます。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、町が中心となり、地域の実情に応じて町民などの多様な主体が参画し、多様なサービスが充実することにより地域の支え合いの制度づくりを推進し、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援などを可能とすることを目的に、3月1日より開始されました。

総合事業は、要支援認定を受けた方が利用する介護予防サービス（予防給付）である介護予防訪問介護（ヘルパー）及び通所介護（デイサービス）から移行し、要支援者などに対して支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、全ての第1号被保険者が対象となる一般介護予防事業から構成をされておるところでございます。

新規申請の総合事業の利用の流れは、担当窓口である高齢者いきいき課地域包括支援係に可能な限り御本人が来所いただき、心身の状態や日常生活の困り事を直接伺うことで、要介護認定を受ける方、あるいは基本チェックリストを受ける方かの判断をさせていただき、相談を受けております。また、基本チェックリストを受けた後でも、本人の心身の状況により、要介護認定を受けることも可能であり、その方に合った支援を行ってまいります。

要介護1から5の認定の方は、介護保険の介護サービスが利用でき、要支援1・2の認定を受けた方は、介護予防サービスとして訪問リハビリテーション、訪問介護、訪問入浴、通所リハビリテーション、ショートステイ、福祉用具貸与・福祉用具購入、住宅改修などが利用できることとなります。

また、要支援1・2の方でヘルパー、デイサービスを利用の場合は、介護予防・生活支援サービス事業に全て移行され、基本チェックリストなどで総合事業の対象者となった方においても介護予防・生活支援サービスを利用していただくこととなります。

要支援1・2の方で介護予防サービスを利用していない場合は、地域包括支援センターの職員が個別訪問をし、本人や家族にサービスの利用の有無を確認しております。

今後は、要介護認定で非該当となった方や基本チェックリストなどで総合事業対象者と認定された方は、地域包括支援センターで行う介護予防マネジメントにより介護予防・生活支援サービス事業が利用でき、それ以外の方は一般介護予防事業が利用できるとなっております。

総合事業は、65歳以上全ての方を対象として町が行う介護予防事業であり、要介護認定を受けていなくても、一人一人の生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができるものでございます。

今後も高齢者が住みなれた地域で、人生の最後まで自分らしい暮らしが継続していただけますよ

う、地域の実情に合わせた自助・互助・共助・公助の仕組みをつくり、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、②要支援1・2認定者のサービス内容等の変化についてでございます。

要支援1・2の認定者のサービスは、さきにも述べさせていただきましたが、3月1日から介護予防・日常生活支援総合事業に一部移行したところとなっております。要支援1・2の人は、介護保険の介護予防サービスの訪問リハビリテーション、訪問介護、訪問入浴、通所リハビリテーション、ショートステイ、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修、居宅療養管理指導などを利用することができます。

なお、介護予防訪問介護（ヘルパー）、介護予防通所介護（デイサービス）については、介護予防・生活支援サービス事業に移行となっております。

総合事業では、訪問型サービスと通所型サービスが利用することができます。訪問型サービスは3つあり、1つ目の上里町介護予防訪問介護は、現行のヘルパー相当サービスとして、状態が変化しやすい方などに身体介護や生活援助を行います。

2つ目の家事支援サービスは、町が実施する5日間の生活支援サポーター養成講座を終了した方またはヘルパー3級以上の資格を持つ方がシルバー人材センターへ登録し、掃除、洗濯、買い物など、日常生活を送る上で必要な生活援助を行います。サービスの提供はシルバー人材センターへ委託し、4月より実施する予定となっておりますのでございます。

3つ目の短期集中訪問サービスは、個別訪問により町の保健師などが相談、指導を短期間に集中して行います。通所型のサービスは3つあり、1つ目の上里町介護予防通所介護は、現行のデイサービス相当のサービスとして、要介護状態にならないように予防し、専門職の支援を受け、生活機能の維持、向上を目的としたサービスを実施します。

2つ目の元気通所サービスは、閉じこもり予防や自立支援に資する運動やレクリエーションを実施し、町内の6事業所に委託し、4月より実施をいたすところでございます。

3つ目の短期集中通所サービスは、3カ月から6カ月程度の短期間、理学療法士の指導のもと、個別のプログラムを実施し、運動機能の向上、日常生活動作の改善を図ります。町内の事業所で機能訓練に特化した事業所に委託し、4月より実施してまいりたいと思います。

一般介護予防事業では、65歳以上の全ての人が利用できるサービスとして、理学療法士による体操指導やレクリエーションなどを行うリハビリ体操教室、各行政区の公民館、公会堂などで住民が主体となり椅子に座って行う筋力アップ体操を週1回行う「こむぎっち ちょっくら

健康体操」、社会福祉協議会が担当し、各行政区の公民館、公会堂などで気軽に集い、お茶飲みやおしゃべりで楽しく過ごし、孤立感の解消や地域の助け合いなどを広げていくサロン活動を行っていくこととなっておりますのでございます。

今後も高齢になっても住み慣れた地域で生活できるよう、多様な介護予防・生活支援サービスの創出に向け取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、③施設サービス費用の変更及び所得による利用料の2割負担の導入などの利用者負担の影響についてでございます。

平成27年4月の介護保険法の改正に伴い、介護保険制度も大きく変わりました。その中で、御質問のありました施設サービス費用の変更についてでございます。

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費の一定額以上は保険給付され、所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準額と差額分は介護保険から給付される補足給付ですが、この給付要件が平成27年8月より変更されました。これまで、入所する本人及び世帯全員が住民税非課税であれば給付対象となっておりましたが、本人の状況に加えて、配偶者の住民税の課税状況や本人、配偶者の預貯金などの資産も勘案されることとなりました。これは、補足給付が、福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金や不動産を有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは好ましくない（不公平）であるとの考えに基づくものでございます。

国の試算であるユニット型個室での例では、介護保険料第4段階（本人は住民税非課税だが、世帯は課税）の人と、第3段階（本人も世帯も住民税非課税）の人を比較しますと、食費では1カ月当たり2万2,000円、居住費では2万円の合計4万2,000円の負担増となっております。

なお、補足給付を受給するために負担限度額申請を受理した方のうち、預貯金や配偶者の所得状況を勘案するなど、補足給付の見直しにより対象外となった人は、平成28年2月末現在で4人となっております。

また、介護サービス利用者負担割合の変更についてですが、本人の合計所得金額が160万円以上であって、同一世帯の65歳以上の年金収入プラスそのほかの合計所得金額が、単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方は、平成27年8月より2割負担となりました。平成28年2月末現在の該当者は42人となっております。

補足給付要件の見直し、負担割合の変更による負担増の影響でございますが、本人や家族からの苦情、施設からの要望などは特にございませんでした。

介護保険制度の改正など、町民の方に御理解をいただけるよう、介護認定結果通知発送時にパンフレットを同封するなど周知徹底を図り、高齢者ができる限り住みなれた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、適正な介護保険制度の推進をしてまいりたいと考えておるところでございます。

最後になりますけれども、4番の施設入所待機の実態についてのお尋ねでございます。

平成27年、介護保険法の改正に伴い、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、居宅での生活が困難な中・重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることになりました。公開されておりますとおり、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針も一部変更がございました。新しい指針では、入所の対象者となる人は原則として要介護3から要介護5の認定を受けている者で、常時介護を必要として、居宅において介護を受けることが困難な者となりました。要介護1・2の人にあっても、特例的な入所の要件に該当する場合には入所することが可能となります。

平成27年度4月以降、要介護1・2の特例入所申し込みのあった場合は、施設は保険者市町村に報告することとなっており、要介護2の町内被保険者2人が申し込みをし、待機となっております。

埼玉県公表による施設入所待機者数は、町内で平成27年4月1日現在、要介護1から5の人で、実数といたしましては7人となっております。

なお、平成28年2月17日現在では、入所申し込み者につきましては、町内3施設に問い合わせたところ、重複申し込みも含めまして、町内被保険者では要介護1は4人、要介護2は9人、要介護3は14人、要介護4は9人、要介護5は6人の合計42の方が申し込みしているということでございます。

今後も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅の介護サービスの充実も図りながら、施設の入所につきましても入所過程の透明性、公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

少子化・出生率低下についての町長の見解としては、いろいろ述べていただきましたけれども、不安定雇用なども大きな要因というふうに捉えていただいているようであります。しかしながら、女性とすれば、町長がおっしゃられたように、仕事と家庭のバランス、両立が難しいというのは事実でありますけれども、やはり仕事も持ちたいという、そういう積極的な考え方もあるわけでありまして、その両立が難しいのはやっぱり社会的な手だての不足だというふうに思っているわけでありまして、町長もおっしゃられたとおり、やっぱりまち・ひと・しごとの国が大きく掲げて今やっているわけなんですけれども、地方自治体の努力だけではできない、国の責任で負うべきものであるというふうにおっしゃられたとおりだというふうに私

も思います。

じゃ、町がよその町よりもいい政策を打ち出して、よりたくさん移住してもらおうようにということをやった場合に、やはり同じパイを各自治体が奪い合うみたいなことになってしまうんじゃないかなというふうに思います。そうした場合に、財政力の弱い自治体はかなうわけがないというんでしょうか。そういうことではなくて、やはり一定の誰でも日本国民は文化的な最低限度の生活が送れる、そういうところに必要な社会保障費というのは国の責任で、きちっとなされるべきだろうというふうに思います。そこがなされない現状の中で、今回のまち・ひと・しごと交付金なども給付はしてはだめ、足かせですよ。一方で、自由に使える地方交付税は減らされる。そうしますと、町がどんなに優しい気持ちを持っていても、なかなかそれを政策にあらわすことができないんじゃないかなというふうに思っています。

私もこの間いろいろ議論をする中で、非常に上里町は優しいなというふうに実感しています。しかしながら、そこに一步踏み出せないのは、財政力の弱い自治体であるという現状があるのかなというふうに思うところです。

①のところ言えば、町長もそのような形で考えていただいて、今後も積極的に国に対して要望していきたいとおっしゃっていただきましたので、是非そのことを強くお願いしたいと思います。

②のところなんですけれども、町は確かに頑張っていて、本当に子育て部分で頑張っていて策定したなというふうに思いますけれども、やはり子育て世代が強く強く願っているのは、子育てに係る経費の負担を何としても軽くしてほしいという。しかしながら、一方で国の足かせの給付はだめですよというところで何とか手を変え、給付じゃないところで支援しようという町の姿勢は見えるんですけれども、そのことは結果的にはなかなか安心して子どもを産み育てられる環境には結びついていかないし、この1.05を大きくしていくことにはつながらないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、最初の出だしがね、非常に、これならばという、その出だしというのは非常に大事だと思っているので、その辺についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 総合戦略では、毎年その効果を検証しながら改善を行うこととしておるわけでございます。総合戦略に基づく取り組みが本格的に実施される前の段階で仮定のお話もお答えすることは非常に難しい面もございますが、改善すべき施策につきましては、場合によっては今後とも変更もあり得ると考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） これからスタートするわけでありませけれども、まち・ひと・しごと創生法が子育て支援策というんでしょうか、そういうところに非常に大きな視点があるだけに、期待が大きいんじゃないかなというふうに思っています。是非このアンケートで答えていただいた若い世代の声、一番がやはり子育てにお金がかかり過ぎるとい、希望する子育てとの乖離はそこだと思いますので、そこについても国に積極的に働きかけていただいて、給付にも自由に町の考え方で使えるように交付金の使い方についても意見を上げていただければと思います。

保育料の算定変更についてでありますけれども、この辺も町は非常に全国の自治体に比べると優しい対応をしていただいて、最高でも1万円の範囲に抑えたということでありませけれども、全体とすれば保育料が500万円の減で、1人平均で6,000円の負担減ということでありませけれども、実際問題は最高額が1万円に抑えていただいたわけでありませけれども、何割の方が負担増になり、その負担増の平均は何割になったのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） これは事務的なこととございますので、課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（伊藤 裕君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 山田 隆君発言〕

○子育て共生課長（山田 隆君） 沓澤議員の質問に説明させていただきます。

現在は算定中とございまして、詳しいその内訳というのは現在ではまだ出ておりませ。  
以上です。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） いわゆる全国では8万円とか非常に信じられないような負担増になった自治体もある中で優しい対応をしていただいたと思ひませけれども、子育て世帯のこの子育てにお金がかかって大変という訴えの中で1万円月額上るといことは非常な負担増だといふふうに思ひませ。一方で、消費税の負担増も重なっておりますし、臨時子育て給付金なども1年前に比べればまた額が減りました。そして、来年度はその交付金の額がまたさらに減らされようとしているわけでありませので、さらに重ねて言えば働く人たちの給与、所得がずっと目減りをしている状況でありませ。そういう中で1万円の負担増、月額1万円といふのは非常に大きいなといふふうに思ひませ。

こうしたところに対しても、優しい対応はしていただいていますけれども、その負担増をさらに緩和するような保育料のあり方ができないかどうか、検討する余地はないのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 28年度以降は、年収360万円未満のひとり親世帯におきましては第2子が無償とする国の方針もございますので、また国の方針を考慮しながら考えてまいりたいと、このように思っております。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 第3子についても、国を上回って町は第3子以上については全額無料という画期的な対応をしていただきました。今回新しい年度になりますと、国は所得を区切ったりひとり親家庭に限定したりではありますけれども、第2子についても無料ということを出してきています。そうしたときに、確かに第2子、2人というのが294世帯、48%と圧倒的に多いわけですが、第2子がなければ第3子はないわけですので、その第2子についても国が新たな上乗せをしてくるのに一緒になって、町もそこに対応しない部分においても支援をする、そういう考え方がとれないかどうかという。国がやることによって、かなり町の負担軽減は少なく済むんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 子どもを3人以上持ちたいと希望する夫婦にとっては、子育てや教育の経済的負担が大きくなっておるところでございまして、保育料のさらなる負担軽減につきましては国においても幼児保育や教育の無償化等について検討をしておるところでございまして、今後とも町といたしましても検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） それでは、今回、国が第2子について、ひとり親家庭であるとか、360万円以下の世帯については第2子も無料という方向を出したわけですが、それ以上の世帯で対象になる上里町のお子さんは何世帯おられるのか。その世帯の負担軽減を行った場合、財源はどれぐらい必要なのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 山田 隆君発言〕

○子育て共生課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

第2子目の2分の1軽減を360万円以下世帯だけでなく、それを所得制限なしで実施した場合にどのくらいかかるのか、世帯がどのくらいあるのかという御質問かと思えます。

現在の27年度の状況で計算してございます。2子目の軽減に当たる世帯というのが、人数というのが160人おります。そのうち3人以上いる世帯、そちらが25人おります。そちらが約300万円。それから、2人だけの世帯、子どもが2人だけだけれども、第2子に新しくカウントされることによって全額から半額に軽減される人数というのが135人、これで約1,700万円、合わせて160人の2,000万円が2分の1軽減に必要な金額となります。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

国の政策が本来的には保育料は全額無料というふうになってほしいわけですが、そこを支援していくという、子ども医療費につきましても国に先駆けて全国の自治体が上乗せをしてくる中で国もやっと検討に入ったということもありますので、是非その辺も今後力を入れて検討していただきたいというふうに思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 国も最近になって、子ども医療費の問題なども検討し始めたということでございます。地方自治体におかれましては、大変厳しい中で、どこの自治体が中学生まで無料化している、高校まで無料化するというと、厳しい中でもそうやってやっておるわけでございますから、是非これは国の責任において国でやっていただきたいと、このように今後とも要望してまいりたいと、このように考えております。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） ④でありますけれども、もう既に決定通知が学童保育所放課後保育の入所者に対して行ったようであります。それで、公立の放課後児童のほうで落ちた方というんでしょうか、入所が決定できなかった方が民間に問い合わせなども起こっているようであります。

私は、この保留が45名というのは非常にね、住民に対して申しわけないなという気持ちがし

ます。保育所が東小学校地域のほうに新しくできて、そこで放課後保育も併設していただくということで、それで解消できるんじゃないかという町長の施政方針の中でのお話もありましたけれども、私は公立の児童館におきまして、小学校6年生まで本来ならばいられるけれども、こういうふうに入所が殺到している中でなかなか高学年はいられなくて、4年生になったら民間に移動してくるとか、そういうケースもあるようです。そうしますと、全体でやはり学童保育所、放課後保育の受け入れ体制がまだ不足しているんじゃないかなというふうに思います。特に、児童館のほうの65名ですとか60名の定員というのは国の望ましいと言われている40名を大幅に超えていますし、本来の児童館の役割を損なっているなというふうに思っているところですので、今この新制度のもとで新しく建設をしたり、改修をしたりするところに対して手厚い国の補助が出るようになっていくわけでありますので、積極的に働きかけてもう少し学童保育所の増設ができないか、そういう考えを持っておられないのか、もう民間保育所ができて40名が確保できるから大丈夫だよというふうに考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） この放課後児童クラブの問題につきましては、本当に私も寂しいなど、そういう感じを受けておるわけでございます。父兄の皆さんからなぜ児童保育園へ入れないかといった問題で、国のほうもいろいろと今話し合いをしておるようでございますけれども、1つのクラブが東小区に増設されるわけでございますけれども、そのクラブで放課後児童クラブは40人ぐらいとりたいということでございます。まだまだ満ち足りていない部分もあるわけでございますけれども、なかなか保育所の保育園の希望者がおらないわけございまして、もう一つ手を挙げたところがあるんですけども、そのほうもなかなか積極的にこの段階に来て具体的な話がないわけでございます。できるだけそういった保育所の放課後児童クラブの皆様方に御不便をかけないように今後とも努力をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 今回45名の保留の方はどうされるのか。私が、やはり何らかの手を打って定員が空いているところに送迎をすとかいう形で、やはり受け入れ体制を確保すべきじゃないかというふうに思いますけれども、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 2地域におかれまして空いているところがあるわけでございますけれども、それも少人数でございます、それを送迎しながら送っていくというのも非常に難しさもあるというふうにも思っておるところでございます。いずれにしましても、空いたらそこへ入っていただくということで、順番待ちみたいな形になるわけでございますけれども、是非そういう部分はひとつ御理解をいただければ大変ありがたいかと、そんなふうにも思っておるところでございます。できる限り、あちらの児童館なら放課後児童クラブ受け入れられますよと、そういうお話はさせていただいておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 町長の先ほど答弁の中で、公立は最大で5,000円、民間は7,000円ですよとおっしゃいましたけれども、民間の7,000円というのは本当に基本の保育料だけで、いろいろなものが、いわゆる施設費だとかそういうものも含まれて、保護者の負担というのは1万2,000円とか、そのような額になっているというふうに思います。本当にそういう施設の負担、施設費などを保護者が負担しているわけですから、そういうものがなくなって7,000円、全て民間も7,000円であれば、保護者たちはそれほどね、公私の格差を感じないんだと思いますけれども、いろいろなものを含めると約2倍になっていることに対して、家賃補助等が何とかできないかなというふうに思うところです。

熊谷などは、自治体によっては20万円の家賃補助最高で出しているところもあります、県内で。ですので、そこを再考していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 家賃補助につきましては、数年前に3万円を増額したところがございますから、運営は厳しいこととは理解しておりますけれども、民間クラブとも調整を図りながら、国や県の有利な補助メニューを見つけながら活用してまいりたい。そして、公私格差の解消に向けて今後努力してまいりたい。家賃補助等についても少し検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 2番の介護保険の現状について伺いたいと思います。

新介護総合法は、65歳以上は全て対象者でありますので、かなり元気なお年寄りは一生涯懸命地域のちょこっと筋力体操ですか、そういういろいろなメニューがね、住民の主体的な努力によって生み出されたり、地域サロンが生み出されたりして、それはすごく歓迎すべき点だし、

生き生きと活動できるんじゃないかなというふうに思うところです。しかしながら、要支援1・2の認定者におきましては、現行は介護保険のサービスが受けられていた方たちでありますので、やはり移行については担当課とお話ししましたら非常に優しい対応をしていただいでいて、御本人がそちらのほうが負担が軽く済むから、じゃそちらに移行しようかなという方から移行しているということで、それならばそういう方法でもいいのかなと思ったりもするわけですが、2017年の4月に向かっては、要支援1・2は全員緩和したサービスに移行しなければいけないのか、それを目指して町はいるのか、その辺について伺いたいというふうに思います。

○議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

○高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

総合事業は3月から開始されているわけでございますけれども、要支援1・2の介護認定を受けている方につきましては現行どおりのデイサービス、ヘルパーの利用をすることができるという形でございます。

総合事業の目指すところでございますけれども、上里町では3つの目標をもとに総合事業を実施してまいる予定でございます。1つ目といたしましては、地域で取り組む介護予防の通いの場を普及させ、高齢者が要支援者になることを防止し、人とのつながりの中で住みなれた地域で生き生きとした生活が長く送れるようにしたいのがまず1つでございます。

2つ目といたしましては、要支援者となっても本人の自助努力と介護保険総合事業サービスの利用で自立を目指し、地域の中で社会参加や生きがいを持って生活ができるようにするのが2つ目でございます。

3つ目といたしましては、高齢になっても住み慣れた地域で生活できるよう、自助・互助・共助の仕組みを作ります。その1つの方法といたしまして、多様な介護予防生活支援サービスを創出していく予定となっております。

○議長（伊藤 裕君） ちょっと待ってください。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 川崎市で、有料老人ホームで入所者が3名転落死するというような事件があったわけですが、絶対あってはならないような事件ですが、やはりこういう現場で虐待が相次いでいることが判明しているわけなんです。それで、私が心配するのは、介護施設の職員による高齢者の虐待とか、そういう問題なんですけれども、専門有資格者を減

らして緩和したボランティアさんを頼んだサービスに切り替えていく。確かに、要支援1・2でも本当に軽くて、それでもいいですよと、負担が軽くなるほうを望む方にとってはいいんですけれども、やはり人をケアする仕事というのはやはりその方のいろいろなことを想像したり、専門的な知識だとかいろいろなことを、介護の技術だとかいろいろなことを持っていないと、いらいらしたり、やはり思うとおりにいかなかったり、そういうことがこういう本来ならば大事に高齢者と接したいと思って選んだ仕事なのにこういうことが起きるんだと思います。そうしたときに、ボランティアはちゃんと正規の指導員というのか、正規の職員が必要な人数配置されて、その上でボランティアでお手伝いしますということであれば非常にね、歓迎されるものなんですけれども、そのあるべき姿の人数をボランティアさんに置き換えるということは、残された正規にかかる負担というのは今まで以上に多くなるんじゃないかなというふうに思うんです。

今現在は、現行のホームヘルパーも現行のデイサービスも使えて、個人の意向で徐々にという、これが2017年の4月以降も個人の意向が尊重されるのか、現行のホームヘルパーや現行のデイサービスが引き続き希望すれば使えるのかどうか、そのことについてお聞きしたいんですが。

○議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

○高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

先ほどのデイサービスの緩和した基準でございますけれども、職員は1名置くのが原則でございます。そのほかにボランティアの方を入れていただくということでなっております。こちらのボランティアの方につきましては、一応生活支援サポーター養成講座ということで、全5日間、約10時間ぐらいの講義と実習を行って要請を35名をしております。ヘルパーの3級でいえば50時間ぐらいが基準だということで伺っております。今後、ケアプランの確認とかそちらと本人、家族の御意向とかもありますので、そちらもご相談させていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 広報では、3月広報に介護の今回のことが非常にわかりやすく報道されているわけなんですけれども、これまで要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部、介護予防（訪問介護）と介護予防（通所介護）が総合事業に移ります。だから、一部なんですよね。これがずっと一部でいいのか。2017年の4月からは全部総合事業に要支援1・2は行ってしまうのかどうか、そこを確認したいんですが。

○議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

○高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明をいたします。

要支援1・2の方で住宅改修とか福祉用具御利用の方がいらっしゃるかと思います。そちらの方につきましては、今までどおりの現行のサービスということで利用できる形でございます。デイサービス等ヘルパーにつきましてはのみの利用の方につきましては、総合事業ということでございまして、2017年度以降についてもそれでいけるということでございます。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 国では新しい7期の検討が入っているわけで、その中では介護度1・2においても介護保険から外そうという議論がされている中で、本当にそこが守られるのかというのが非常に心配なところだったんです。引き続き2017年以降も希望すれば現状のサービスが受けられるということですね。再度確認したいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

○高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

現行サービスにつきましては、住宅改修とか福祉用具とか……

〔「デイサービス」の声あり〕

○高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） デイサービスにつきましては総合事業ということになりますので、ヘルパーにつきましては総合事業でございます。ですから、その中で現行のサービスと、あと多様なサービスに分かれますので、現行のサービスが必要な方については現行のサービスが使えまして、多様なサービスがございますけれども、多様なサービスを使う方につきましてはそちらを使うということでございますので、現行のサービスの負担割合と緩和した基準のほうの負担割合は違いますので、安い金額のほう負担割合はよろしいという方につきましてはそちらを利用する方ということになると思われまます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） わかりました。

あと、時間がないので、施設の待機の状態なんですけれども、今7人ということでありました。それで、これを町長の答弁をお聞きしますと、要介護1・2の方も13名希望し、待機をしていらっしゃるということでもあります。希望して待機をしているということは、やはり要介護

1・2であっても施設入所が必要とみなされて待機しているんだというふうに思いますけれども、そのように判断していいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

○高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

先ほどの2名の待機につきましては、施設からの介護度2の方の申し込みが2名いらっしゃいまして、現在待機ということでございます。そちらにつきましては、グループホームに入所を希望されるとか、そちらの内容となっております。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 新しい制度になってから、それでは今まで入っていた人はそのまま継続できるわけですがけれども、要するに介護度1・2の方で必要と認められて入所された方はおられるのか。そして、第1回の質問で落とされているんですけれども、実際問題、最長でどのくらい待機されているのかお聞きします。

○議長（伊藤 裕君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

○高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

特養の待機期間のことでございますけれども、こちらの最長についてはということでございますけれども、町に報告義務がございませんので、特に町としては把握はしていないのが現状でございます。

それと、要支援1・2の特例の入所の基準でございますけれども、こちらにつきましては埼玉県で公表されている内容となっております。理由が全部で4つございます。まず、1つ目でございますけれども、認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。2つ目といたしまして、知的障害、精神障害等を患い、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。3つ目でございますけれども、家族等による深刻な虐待等が疑われること等によりまして、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。4つ目でございますけれども、単身世帯であり、同居家族が高齢または病弱である等によりまして家族等による支援が期待できず、かつ地域で介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められた要介護1・2の方につきましては、町が意見を出すわけでございますけれども、入所が可能となっております。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 新しいこういう総合介護のほうに移行してくる中で、いわゆる介護保険から外される、また新たな制度改正の中身も介護保険の制度を中・重度化して軽い人を外すという方向に動いているわけでありませうけれども、町長はこれでアベノミクスの新3本の矢と言われる介護離職ゼロが実現できるとお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） アベノミクスの3本の矢の中で今の実現というのは不可能ではないかなというふうには思っておるわけでございますけれども、少しでもそれに近づいていけるように努力をしていただきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 警察庁が統計をとり始めた2007年から2008年間の間に、介護を苦にした自殺、無理心中は2,272人もおられます。あと、介護離職は年約10万人でずっと推移しているんですね。介護保険が始まったからといって、介護離職は減っていないんですね。町長も多分離職ゼロは実現できないだろうとおっしゃった、その背景には何があるか。やはり、必要とする方たち、家族がいても、仕事を辞めなければ介護ができないわけですから、そうした方も必要というふうに見ていかなければ介護離職はなくならないし、無理心中、そうした事件も後を絶たないんじゃないかと思っておりますけれども、国の介護保険制度そのものがいわゆる介護の軽い人を予防して重くしないようにしましょうという考え方から外れているんじゃないかと思っておりますけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 国の考え方が軽い人を介護から外していこうと、そういったことを国がやっているのではないかと、そういうふうにおっしゃられますけれども、そういうふうには私はとれないわけでございますけれども、できるだけことはやっているのではないかなと、そういうふうには思っておるところでございます。まず、社会福祉事業におかれましては、福祉には非常にお金もかかるわけでございます。その財源の確保について、いろいろと今模索をしているところであるわけでございますけれども、そういったことを考えますと、国も一生懸命やっただけでいるんだ。それに伴って町も一生懸命やっただけでいるんだ。そんなふうには自負をしておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

---

◇

◎散 会

○議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時8分散会